

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金
監査実施年度	令和2年度
提出日(最新提出日)	令和3年7月31日
監査委員公表日	令和3年11月12日

結果欄の記載方法  
 ○、△、×のいずれかを記入  
 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの  
 △:検討中 検討中のもの  
 ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和3年7月末時点の措置状況(既に措置済のものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
158	146	21	325

第2部 総論

第3 監査の結果(全体について)

1 全体管理

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金、負担金及び交付金の内容を全体として把握管理すべきである。	補助金・負担金・交付金一覧を把握し、市HPに公表した。今後は内容を更新していく。	○	財政部	行財政改革課	14

2 透明化

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市の補助金、負担金及び交付金の内容全体をホームページにより公表すべきである。	補助金・負担金・交付金一覧を把握し、市HPに公表した。今後は内容を更新していく。	○	財政部	行財政改革課	15

3 終期の設定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 定期的に補助金、負担金を見直す仕組みを構築する一つの方法として、各所管課に対し、交付要綱に補助金、負担金の終期を設定することを指導すべきである。	終期設定の導入の有無を含め、庁内会議等で検討している。	△	財政部	行財政改革課	15

4 見直しシステム

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 3年毎に全ての補助金等を廃止しゼロベースで見直すシステムを策定し、実行すべきである。	現状のシステムの見直しを含め、庁内会議等で検討している。	△	財政部	行財政改革課	15

5 事業評価のあり方

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 各所管課の自己評価に関わりなく、全ての補助金等について第三者的に評価する方法に改めることが望ましい。	現状のシステムの見直しを含め、庁内会議等で検討している。	△	財政部	行財政改革課	16

6 事業評価ツール

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 補助金等については、市の直営事業や委託事業と共通の事業評価シートではなく、「補助金の見直し基準チェックシート」の視点と評価項目を踏まえた、独自の事業評価ツールを作成して評価することが望ましい。	事業評価シートの運用方法等の定期的な見直しを実施している。今後も引き続き対応していく。	○	財政部	行財政改革課	17

## 7 加入団体負担金の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 加入団体負担金(市が構成員として会費を支払うもの)の全てについて、加入により得られる効果を洗い出し、加入を継続することの可否について、各所管課と協議し、その過程を記録に残しておくべきである。</p>	事後評価時において事業(負担金)のアウトカムを把握・評価し、必要に応じて見直しを実施している。今後も引き続き対応していく。	○	財政部	行財政改革課	17

## 8 任意団体の実質

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 各所管課に対し、交付先団体は、団体としての組織、多数決での運営決定等団体としての自立性が認められる「権利能力なき社団」として評価されるだけの実質を備えた団体に限るよう、指導すべきである。</p>	指導する内容等について、庁内会議等で検討している。	△	財政部	行財政改革課	18

## 9 任意団体と職務専念義務

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 交付先毎に実態を適切に把握し、補助金等の交付先の事務が市の職員の本来の職務といえるものについては、その理由を書面で明らかにしておくべきである。補助金等の交付先の事務が市の職員の本来の職務といえないものについては、市の職員に従事させることを止めるか、従事させるのであれば職務専念義務免除の手续をとらせるべきである。</p>	<p>以下の対応を取るべく検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各課において、従事内容を精査し、本来の職務と言える場合はその旨を書面にて明らかにする。</li> <li>各課での精査の結果職務と言えない可能性がある場合は、職務専念義務免除の手續きをとる等の方策について、人事課と担当課で協議を行う。</li> </ul>	△	行政部	人事課	18

## 10 実行委員会・任意団体の調査把握及び公表

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【意見】</b> 市が事務局又は会計を担当している実行委員会・任意団体を調査把握し、一覧表を作成し、ホームページで公表することが望ましい。</p>	他都市事例などを踏まえながら、研究していく。	△	財政部	行財政改革課	19

## 11 説明区分

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【意見】</b> 原則として、その補助金等がどのようなものなのかを明確に区分するようにし、どの区分にも属さないものというのはいずれも少なくするように指導することが望ましい。</p>	指導する内容等について、庁内会議等で検討している。	△	財政部	行財政改革課	19

## 12 交付金及び負担金に関する規程

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 少なくとも負担金については、「補助金等ガイドライン」に記載するだけでなく、根拠規程を設けるべきである。</p>	根拠規程について、庁内会議等で検討している。	△	財政部	行財政改革課	20

## 13 交付要綱の根拠規定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【意見】</b> 岐阜市補助金等交付規則において、交付金及び負担金を含め交付要綱を定めるべきこと及び交付要綱に定めるべき事項を定めた条項を設けることが望ましい。</p>	条項設置について、庁内会議等で検討している。	△	財政部	行財政改革課	21

14 交付要綱による手続の省略

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 岐阜市補助金等交付規則において、各々の手続毎に省略することができるための要件を定めることが望ましい。	他都市事例などを踏まえながら、研究していく。	△	財政部	行財政改革課	21

15 前金払の理由

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各所管課に対し、補助事業者に適切で具体的な請求理由の記載された前金払請求書を提出させ、前金払の可否を審査することの徹底を指導監督すべきである。	会計課の支払書類審査において、前金払の理由が不十分な場合は書類を再提出させるなど、各所管課に対し指導を行っている。 また、6月の会計事務研修においても、注意喚起を行った。今後も研修等、機会を捉えて指導していく。	○		会計課	22

16 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各所管課に対し、前金払をした補助金等に余剰金が生じた場合は、戻入をすることの徹底を指導監督すべきである。	庁内の補助金検討チームにて検討中。 令和3年度中に対応を決定する予定である。	△		会計課	22

17 実績報告の実質化

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各所管課に対し、実績報告では、補助対象事業とそうでない事業との区別のなされた事業報告書と補助対象経費とそうでない経費の区別のなされた収支決算書を提出させることの徹底を、指導監督すべきである。	指導の内容について、庁内会議等で検討している。	△	財政部	行財政改革課	23
【指摘】 各所管課に対し、実績報告では、補助対象事業とそうでない事業との区別のなされた事業報告書と補助対象経費とそうでない経費の区別のなされた収支決算書を提出させることの徹底を、指導監督すべきである。	庁内の補助金検討チームにて検討中。 令和3年度中に対応を決定する予定である。	△		会計課	23

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

第1 実行委員会(類似団体含む)

1 特別展「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」開催負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約または交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜新聞社との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	負担金の拠出根拠、負担割合の決定方法を定めた協約書を締結した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	24

(2) 前金払

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 前金払の必要性が明らかとなるような具体的な記載をすべきである。	前金払の必要性が明らかとなるよう具体的な記載をした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	25

(3) 実行委員会の収入の取扱い

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実行委員会が事業により得る収入を的確に見積らせた上で、その収入を市の歳入とみなす処理(実行委員会の配分金支出とする処理)をさせず、適切に負担金の額を算出すべきである。	実行委員会が事業により得る収入を的確に見積り、負担金の額を算出した。 また、提示された予算の積算方法については、地方自治法第210条「統計予算主義の原則」に鑑み、関係部署と確認検討中である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	25

(4) 予算と決算の不整合

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 予算と決算の処理方法は整合させるようにすることが望ましい。	実行委員会にて、予算・決算における歳入の処理方法を確認し、計上した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	27

## (5) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業評価シートを作成して効果測定を行うべきである。	従来から作成している「展覧会」事業評価シートから「特別展」事業評価シートへ切り替え、効果測定並びに次年度特別展の参考とし活用する予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	27

## 2 特別展「キラキラの昆虫展2019」開催負担金

## (1) 協約書の締結

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 実行委員会を交えた三者間の協約書にすることが望ましい。	岐阜市と岐阜新聞社で協約を結び、実行委員会を構成しているため、今後も二者で行う。	×	教育委員会	科学館	28

## (2) 実行委員会の収入の取扱い

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実行委員会が事業により得る収入を的確に見積もった上で、その収入を市の歳入とみなす処理(実行委員会の配分金支出とする処理)をせず、適切に負担金の額を算出すべきである。	適切に負担金の額を算出するため、的確に見積を行った。	○	教育委員会	科学館	28

## 3 「ぎふサイエンスフェスティバル2019」開催負担金

## (1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜市教育文化振興事業団との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	令和3年度から、開催要項に市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜市教育文化振興事業団との負担割合の決定方法に関する定めを明記した。	○	教育委員会	科学館	31

## (3) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 個々の事業毎に事業評価シートを作成して効果測定を行うべきである。	令和3年度より事業評価シートを作成し、効果測定を行う。	○	教育委員会	科学館	31

## 4 イングリッシュ・キャンプinGIFU開催負担金

## (1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜市教育文化振興事業団との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	令和3年度も令和2年度に引き続き中止としている。令和4年度以降の本事業の開催の有無も含めて、令和2年度から検討しているところである。	△	教育委員会	学校指導課	33

## 6 笑い感動のまちづくり事業負担金

## (1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との間における負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	負担金拠出の根拠となる規定の追加並びに負担割合が明記できるか検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	36

## (4) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 開催することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、13,000,000円の多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、NHK全国放映を継続する必要があるのか(費用の削減を図ることはできないのか)、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直す必要がある。	制作業務委託の仕様内容を見直すことで、NHKエンタープライズへの費用の削減を図ることができないか検討する。また、市内企業・団体等に協賛金を募ることで本負担金の在り方を見直すよう検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	37

7 やないづ境川ふれあい夏祭り2019事業負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	負担金拠出の根拠となる規定の追加並びに負担割合が明記できるか検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	39

(2) 前金払の理由

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 前金払の必要性が明らかとなるような具体的な記載をすべきである。	イベントの年間収支計画書を提出させ、資金の流れを確認するなど、前金払の必要性が判断できる方法を検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	39

(3) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	余剰金を返還させる方向で検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	39

(4) 公平性、効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、6,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、打上花火の縮小又は廃止等により費用の削減を図ることではできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。他の地域の祭りとの比較、来場者数と実際の成果に鑑みれば、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」に基づく補助金に変更するか、負担金の形で続けるとしても公平を失しない適切な負担額に留めるべきである。	事業内容の見直しや協賛金獲得の可能性の検討などを実行委員会に働きかける。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	40

8 GIFUナイトビュー事業実行委員会負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	負担金拠出の根拠となる規定の追加並びに負担割合が明記できるか検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	41

(2) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	令和2年度決算より余剰金を構成団体の負担割合に応じて返還させた。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42

(3) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 手力の火祭・夏と岐阜城パノラマ夜景は、別々に事業評価シートを作成すべきである。	令和3年度より別々のシートで作成した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42
【意見】 手力の火祭・夏と岐阜城パノラマ夜景、各々のためにいくら支出したのかが明確に判別できるように予算書・決算書を作成させることが望ましい。	令和3年度より手力の火祭・夏と岐阜城パノラマ夜景を分けた予算書を作成した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42

(4) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、16,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、規模の縮小等により費用の削減を図ることではできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、各々の事業ごとに、本負担金の在り方を見直すべきである。	事業内容の見直しに向けた協議を地元奉賛会と進めている。また、市全体のイベントの在り方の検討を内部で進める。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	43

9 長良川薪能開催負担金

(1) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	令和4年度第1回実行委員会に向けての準備費用以外の余剰金を返還させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	45

(3) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 市内で開催された能楽の公演の参加者数や、能楽に関するカルチャースクールの受講者数等、能楽に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において能楽文化が盛んになっているかどうかという指標で事業評価した上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、12,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、規模の縮小等により費用の削減を図ることはできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。	能楽に対する市民の関心度については、「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて「伝統芸能」に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行う。 令和3年度から、新たにクラウドファンディング型ふるさと納税[長良川薪能応援寄附金]による資金調達を始めた。ふるさと納税の大手サイト「ふるさとチョイス」に掲載することにより、長良川薪能を全国に岐阜の伝統芸能として周知することも目的としている。期間は、5月20日から8月16日の約3か月で目標金額100万円を目指す。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	45

10 こよみのよぶね実行委員会負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	負担金拠出の根拠を規約等に定めるようにできないか、実行委員会事務局と協議する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	47

11 長良川ツーデューワーク開催負担金

(1) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	余剰金を返還した場合、年度当初の運営費をどのように確保するか検討した。引き続き、適切な予算措置の方法等を検討していく。	△	保健衛生部	健康増進課	49

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 市民の健康づくり啓発という目的を外し、岐阜市の観光資源等のPRという目的に絞った効果測定を十分に行うことが望ましい。	岐阜市の観光資源等のPRという目的に絞った効果測定の方法を検討した。引き続き、効果測定の方法を検討していく。	△	保健衛生部	健康増進課	49

12 高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン大会開催負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、負担割合の決定方法の定めを置くようにさせることが望ましい。	岐阜県の高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会負担金交付要綱に準拠して負担金を拠出することとした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	51

(2) 前金払の理由

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 前金払の必要性が明らかとなるような具体的な記載をすべきである。	大会終了後(仮決算後)、実行委員会の請求に基づいて負担金を拠出するよう変更した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	51

(3) 必要性、効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 目的に即した適切な成果指標により効果測定をした上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、6,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、民間からの協賛金の増加や費用の削減等により自主運営をすることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。	当該実行委員会が設置目的に掲げる「清流の国づくり」には、①スポーツ振興を推進する「スポーツ立県戦略」と、②地域の魅力発信と保全を推進する「わがまち清流の国づくり」のコンセプトが含まれており、本市の考えとも合致している。 多数の市民が参加することで、競技力の向上や市民のスポーツ振興に寄与しており、費用対効果は高い。 成果指標については、上記コンセプトを評価する指標として「沿道応援者数」を「会場来場者及び沿道応援者数」に見直した。 なお、中日新聞、岐阜県、岐阜市の負担金の他、協賛金や参加料等の収入で大会を運営しているが、不足分を中日新聞が補填しており、自主運営は困難な状況である。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	51

13 国際インラインスケート岐阜市長川大会開催負担金

(1) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 今後、補助金として交付するとしても、交付目的を的確に設定し、そのために補助する公益上の必要があるかどうかを吟味し、その効果に照らして適切な補助金の額を算定することが望ましい。	令和3年度から事業廃止となった。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	53

14 MAG-CUP少年サッカー交流大会開催負担金

(1) 負担金の目的

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 負担金の交付目的を明確に設定して、交付目的に沿った効果の検証を実施すべきである。	東海環状自動車道沿線地域の連携交流強化の目的に照らし、令和3年度当初予算を基盤整備部で計上済みである。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	54

15 市民スポーツ・レクリエーション活動推進事業開催負担金

(1) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「軽スポーツの啓発・普及促進」という目的に即した適切な成果指標により効果測定をした上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担額を減らすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。	・費用対効果について、経済効果、健康増進(医療費削減)効果、幸福度、生きがいなど、副次的効果も多岐にわたっている。 ・また、スポーツ振興の代表的尺度であるスポーツ実施率の向上に関し、単独事業の効果を測ることは困難だが、イベントの参加人数は成果指標の1つとして妥当性があると考え。 ・健康エンジョイ・スポーツDAYは廃止し、やまなみジョギング・ウォーキング大会は天候や感染症等の流行に左右されず、多くの市民が気軽に参加できる開催形態に変更することを検討中。なお、スポーツ・レクリエーション祭は各大会を所管する協会が参加料を徴収している。	△	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	56

16 岐阜市民文化祭岐阜市美術展覧会開催負担金

(1) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	令和4年度第1回実行委員会に向けての準備費用以外の余剰金を返還させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	57

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 美術展覧会において新規の応募者は増加しているのか、美術展覧会により美術に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において美術が広まっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、入場料の獲得、出品料の引上げ、広告収入の増加、賞金や謝金の減少、委託料の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。	美術に対する市民の関心度については、「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて「美術」に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行う。 新規応募者数を把握できるようにするほか、出品料や賞金、広告収入、委託料、市の負担金額について事務局と協議する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	57

17 岐阜市民文化祭岐阜市文芸祭開催負担金

(1) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	令和4年度第1回実行委員会に向けての準備費用以外の余剰金を返還させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	59

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 文芸祭において新規の応募者は増加しているのか、文芸祭により文芸に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において文芸が広がっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、出品料や入場料の獲得、作品集頒布料金の引上げ、賞金や謝金の減少、委託料の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。	文芸に対する市民の関心度については、「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて「文芸」に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行う。 新規応募者数を把握できるようにするほか、出品料や作品集頒布料金、委託料、市の負担金額について事務局と協議する。なお、当該事業に関して賞金は出していないことを申し添える。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	59

18 岐阜市民文化祭岐阜市民芸術祭開催負担金

(1) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	令和4年度第1回実行委員会に向けての準備費用以外の余剰金を返還させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	61

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 芸術祭において新規に演じる団体は増加しているのか、芸術祭により各々の舞台芸術に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において各々の舞台芸術が広がっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、チケット代金や参加者負担金の引上げ、経費の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。	舞台芸術に対する市民の関心度については、「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて「音楽」、「演劇、踊り」に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行う。 新規応募者数を把握できるようにするほか、チケット代金や参加負担金、市の負担金額について、事務局と協議する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	61

19 ぎふ長良川勝手おどり実行委員会負担金

(1) 費用の内訳

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 負担金の支出が適切であるか判断するため、負担金の根拠となる費目ごとの内訳を明確に記載した収支予算書を提出させることが望ましい。	団体が補助対象事業であるぎふ長良川勝手おどりフェスティバルを廃止したため、今年度から負担金支出をなくした。	×	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	62

(2) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。	フェスティバル事業費が負担金額を上回っているため、負担金の余剰金はないものとする。	×	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	63

(3) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 踊りに対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において踊りが広がっているかどうかという指標で事業評価した上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。	団体が補助対象事業であるぎふ長良川勝手おどりフェスティバルを廃止したため、今年度から負担金支出をなくした。	×	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	63

20 岐阜文化再発見～市民協働による民話ライブ～開催負担金

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 民話に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において民話が広がっているかどうか、地域文化に関する関心が深まっているかどうかという指標で事業評価した上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。	民話をきっかけに、岐阜市に縁のあるアーティストの発表とともに、市内に残る多くの伝統的な建造物や文化財を訪れる機会をつくっている。 「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて、伝統的建造物・文化財に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行いつつ、負担金の在り方について検討を進める。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	65

21 さんぼde野外ライブ負担金

(1) 公益性、効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 音楽に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において音楽が広がっているかどうかという指標で事業評価した上で、文化の振興という公益性が認められるのか、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも出演者から費用を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すことが望ましい。	音楽に対する市民の関心度については、「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」にて「音楽」に関連する調査を実施しているため、これらの指標を参考に事業評価を行いつつ、負担金の在り方について検討を進める。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	67

22 フローラー岐阜開催負担金

(1) 効果の検証

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 目的に十分寄与した内容となっているか、ひいては岐阜市が毎年84万円の負担金支出をしている意義が十分となっているのかを改めて検証し、そもそもの事業目的である「緑化啓発につながるイベントといえるか」の観点からのアンケート調査等を行うことが望ましい。	実行委員会事務局である(一財)岐阜市みどりのまち推進財団と協議を行い、引き続き市民の緑化に対する意識の向上につながるイベントとなるよう参加者へのアンケート調査や関係者への意見聴取を行うこととした。	○	都市建設部	公園整備課	69

24 岐阜市地球温暖化対策推進委員会負担金

(2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 個々の事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、協賛金を増やす等により負担額を減らすことはできないのか等の種々の点から、市として、個々の事業について検証し、その結果を画面に残しておくべきである。	岐阜市地球温暖化対策推進委員会と市で事業計画を作成する際に、事業内容を検証したうえで見直しを図り、その結果を議事録として残している。	○	環境部	低炭素・資源循環課	72

25 友好都市等産業交流推進委員会負担金

(1) 支出の必要性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 負担金の支出により、いかなる効果もたらされているのか、検証をし、その結果を記録に残しておくことが望ましい。	友好都市等との周年事業等の際に、本市の地場産業等を海外市場にPRし、また、海外の産業活力を導入することを目的とする事業であり、産業交流としては成果は上がっている。しかしながら、実際の販路開拓となると短期間では結果が出にくいため、参加者や参加団体等へのアンケートを実施するなど、効果を検証し記録していく。	○	経済部	商工課	73

26 岐阜市シルバー人材センター補助金

(1) 平成26年度の包括外部監査に対する措置状況

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 自らが表明した措置内容を実施すべく、市において補助金支出の必要性及び相当性を検討して補助金額を決定したプロセスについて、記録に残すべきである。	令和4年度から補助金の交付決定時に、補助金支出の必要性及び相当性を検討して補助金額を決定したプロセスを記録に残すこととした。	○	経済部	労働雇用課	74

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 漫然と「団体育成」補助金として支出し続けることは改め、事業補助に切り替えるべきである。	シルバー人材センターの運営状況等を調査し、団体育成の必要性や事業補助に切り替えた際の影響等について検討していく。	△	経済部	労働雇用課	75

27 岐阜市社会福祉協議会運営費補助金

(1) 補助金の算定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 現状の算定方法は誤っていることになるため、実支給額が基準額を上回っている職員については、基準額を適用すべきである。	現在の「要綱別表」では、補助金を算定する際、基準額と実支給額のそれぞれの合計の比較において判断するという意図が読み取りづらいため、合計で比較する旨が読み取ることのできる記載に変更するよう検討中である。	△	福祉部	福祉政策課	76

(2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、市社協の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	地域福祉推進事業は利益を生む活動ではないため、人件費等活動に必要な経費は補助金を頼りにせざるを得ないと考える。毎年度、補助金等見直し基準チェックシートに基づき評価をし、事業評価を実施している。引き続き団体の性質を踏まえて、補助手法の違いによる効果等を比較し、最も効果的・効率的な手法について研究していく。	△	福祉部	福祉政策課	77

第2 外部団体

28 岐阜市学校給食会運営費補助金

(1) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。	学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、食材を学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。また、補助金額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、検討をしていく。	△	教育委員会	(学校保健課) 学校給食課	79

29 岐阜観光コンベンション協会運営負担金

(1) 平成23年度及び平成26年度の包括外部監査の措置状況

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 協会からの説明を踏まえて、市が、何を検討し、どのように考えて負担金額を決定したのかのプロセスが明確になる資料を作成すべきである。	令和4年度予算作成時より、負担金額決定プロセスを記録し、資料として残す。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	81

(2) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 コンベンション事業と観光振興事業は、手法が異なるので、別々に事業評価すべきである。	コンベンション事業と観光振興事業を分けて事業評価シートの作成を行った。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	83
【意見】 利用者に対するアンケート調査や車両ナンバー確認の結果等、観光振興により市民以外の人の利用や訪問が増加したかどうかを判断できる指標を用いることが望ましい。	事業評価シートの新たな指標設定を検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	83
【意見】 観光振興の目的に即し、市民以外の認識ではなく、市民の認識や市の状況に基づいた指標を用いることが望ましい。	新たな最終アウトカム指標設定(市民意識、市の状況の反映)を検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	83

(3) 見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助の補助金に切り替え、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」を根拠にすべきである。もし、協会の運営費の一部を負担する必要性及び相当性を吟味した上で、必要性及び相当性が認められ、現状の負担金という形で継続するのであれば、これまでの経緯を取ったゼロベースで、負担金額を決定するとともに、一定割合の負担率等を定めた負担金の根拠規程を設けるべきである。	協会事業の必要性、相当性など様々な観点から在り方を精査し、岐阜市観光事業補助金への移行の可能性を検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	84
【意見】 補助金に移行するにしても、負担金額を見直すとしても、協会の行う事業、市が行う事業、双方の内容と公益性・必要性・有効性等を洗い出すとともに、他の観光振興に関連する補助金・負担金と同時並行的に検討して、重複の解消、効率化、有効化を図る等、前年踏襲的に観光振興事業を行うのではなく、市民のために本当に必要なものとなるよう、事業の改廃・統合を検討することが望ましい。	令和4年度予算作成時より決定プロセスを記録したうえで事業の必要性、有効性を洗い出し、改廃統合を検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	84

30 外国人のための日本語講座補助金

(1) 交付目的

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金を交付する目的を正しく設定した上で、交付要綱に記載すべきである。	交付要綱の見直しを検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	86

(2) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、公益財団法人岐阜市国際交流協会の実施する日本語講座のみを補助することの必要性、合理性が明らかとなるような記載をすべきである。	交付要綱の見直しを検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	87

## (3) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費を具体的に定めた上で、交付要綱に記載すべきである。	補助対象経費については、交付要綱を改正し、個別具体的な費用を定めるよう検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	87

## (4) 補助金等交付申請書

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金等交付申請書には、補助事業等の目的を正しくかつ明確に記載させるべきである。	令和3年度補助金等交付金申請書から補助事業等の目的を改めて精査・検討し、「当事業は、低価格の日本語教室を開催し、経済的な事情で日本語学校に通えない外国人市民等にも、学習の機会を提供し、必要な日本語能力を習得してもらうことで、外国人市民と日本人の交流・共生の推進を目的として実施するものである。」とした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	88

## (5) 補助対象事業の確認

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実施した日本語講座の受講生の過半数が交付要綱の定める外国人市民に該当しているのかどうかを確認できる資料を提出させるべきである。	令和2年度は日本語講座の受講生の過半数が交付要綱に定める外国人市民に該当していることがわかる書面を提出させ確認した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	88

## (6) 必要性、効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語講座事業のみを補助する必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないのかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのか見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである。	交付要綱の見直しを検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	89

## 31 中心市街地まちづくり活動事業補助金

## (1) 補助事業の実施主体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助事業を行っているが認め難い補助事業者に対する補助金の交付は止めるべきである。	補助事業の主体として第三者に委託した際の指揮命令に関し、資料での確認ができなかった部分については、聞き取りにて確認した。なお、今後同様の補助事業については、資料をしっかりと整備するよう指導を行った。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	90

## (2) 措置状況

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市としては、自ら「補助金の限度額を設ける。」と表明した以上、当該要綱の「ソフト事業」に対する補助金額の上限設定を設けるべきである。	当該補助金のソフト事業に対する、補助金額の上限設定を行う。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	91

## (3) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象事業を明確かつ具体的に定めるべきである。	令和3年度内に要綱の記載の見直しを行う。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	92

## (4) 効果の検証

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 本事業は令和元年度で終了しているが、十分な効果検証した上、令和2年度以降の事業に生かされることが望ましい。	中心市街地活性化基本計画における定期フォローアップにて評価を行う。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	92

## 第3 薬科大学・女子短期大学

## 32 受託研究交付金・共同研究交付金

## (2) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 一般的な受託研究契約や共同研究契約の条項に設けられているように、余剰金の返還規定を設けておくことが望ましい。	令和3年7月、余剰金の返還規定を設けるための改正を実施した。	○	薬科大学	庶務会計課	96

## 33 奨学寄附金交付金・寄附講座等交付金

## (1) 余剰金の返

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 余剰金の処理方法に関する定めを設けておくことが望ましい。	令和3年7月、余剰金の返還規定を設けるための改正を実施した。	○	薬科大学	庶務会計課	98

## 35 科学研究費補助金間接経費交付金

## (1) 使途計画表の詳細

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付をする側である市として、使用目的に合致するかどうかを判断できる程度の具体的な計画を添付させる等詳細を審査したことの分かる資料を残しておくことが望ましい。	間接経費の執行に関しては、本学の学長、副学長、附属図書館長、事務局長、次長等で構成される執行部会議で審査している。令和3年度から、その資料を科学研究費に係る間接経費の交付決裁に資料として添付し、学内で審査済みであることがわかるようにする。	○	女子短期大学	総務管理課	101

## (2) 使用に関する方針

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 間接経費の使用に関する方針を定めることが望ましい。	令和3年6月、「岐阜市立女子短期大学における競争的資金の間接経費の使用に関する基本方針」を策定した。	○	女子短期大学	総務管理課	102

## 第4 政務活動費・職員互助会

## 36 政務活動費

## (1) 平成23年度包括外部監査の措置状況

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 按分率が適正な比率であることについて（100%の按分率とされているような場合は特に）、個別に検証をした形跡を残すことが望ましい。	各議員の按分率は確認した結果であり、個別の確認事項については記録に残している。	○	議会事務局	議会総務課	105

## (2) 図書・備品台帳

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 購入に対する自律的な判断を促し、また、耐用年数内に備品を購入したかどうかの確認を促すため、図書・備品台帳を報告書類に含めることが望ましい。	各会派幹事長会議において、現在提示書類である図書・備品台帳を報告書類とすることを提案する予定である。	△	議会事務局	議会総務課	109

## 37 岐阜市職員互助会助成金

## (1) 根拠規定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 本補助金の交付要綱を設けるべきである。	支出における予算科目は、他都市では「負担金」・「補助金」・「交付金」・「共済費」・「委託料」・「助成金」など様々な取り扱いがなされているため、補助金として分類し、補助金のルールを適用していくことが適切であるのか検討中である。	△	行政部	職員厚生課	109

## (2) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 具体的な補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助の上限を定めるべきである。	上記(1)に合わせ、検討中である。	△	行政部	職員厚生課	111

## (3) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱で定めるまでは、補助金等交付規則に従った手続をとるべきである。実績報告を求め、使用実績が補助目的に合致しているか、補助対象事業以外に使用されていないかを確認すべきである。	上記(1)に合わせ、検討中である。	△	行政部	職員厚生課	113

## (4) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の余剰金があれば返還させるべきである。	上記(1)に合わせ、検討中である。	△	行政部	職員厚生課	113

## 第5 岐阜県・関係市町村

## 38 木曾川右岸地帯水防事務組合負担金

## (1) 負担金額の適否

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 支出負担行為書には、前年度の決算書(決算見込書)を添付することが望ましい。	当該団体と協議し、決算見込額が分かる資料を支出負担行為書に添付することとした。	○	基盤整備部	水防対策課	115

## 39 大野町1アンダーパス維持管理負担金

## (1) 予算計上

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 協定書に基づき、毎年度恒常的に支払が必要となる負担金であることから、予算を立てるべきである。	令和3年度から予算計上した。	○	基盤整備部	道路維持課	116

## (2) 裏付け資料の確認

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 各務原市の計算が適正なものか、岐阜市において独自に検討判断したことが分かるよう、委託契約書等の裏付け資料を支出負担行為書に添付することが望ましい。	各務原市と協議し、裏付け資料(設計書及び委託契約書の写し)を支出負担行為書に添付することとした。	○	基盤整備部	道路維持課	116

## 40 名鉄高架事業県営工事負担金

## (1) 金額の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 岐南町部分の測量費用等についても市が負担する理由を書類上明らかにしておくことが望ましい。	負担金が必要な場合は、事前に県と協議調整し、特記仕様書等により業務内容や負担割合等を書類上明らかにしていく。	○	都市建設部	駅周辺事業推進課	117

## 第6 地域

## 41 自治会連合会運営費補助金

## (1) 交付目的の設定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、交付目的として、健全な運営を図ることによって何を目的としているのかを定めるべきである。	より明確な目的を記載するよう変更していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	118

(2) 他の補助金との整合性

<p>【指摘】 補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。</p>	<p>すべての交付団体の都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書、自主防災隊から都市防災部に提出される決算書と、当方に提出される決算書を突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。 また、その中から数団体を選び、決算書と領収書、通帳と突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。</p>	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	118
<p>【指摘】 補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。</p>	<p>すべての交付団体の都市美化推進連絡協議会各支部から環境部に提出される決算書、自主防災隊から都市防災部に提出される決算書と、当方に提出される決算書を突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。 また、その中から数団体を選び、決算書と領収書、通帳と突合し確認し、誤りがある場合は該当する団体に指導していく。</p>	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	118
<p>【指摘】 別の団体である都市美化推進連絡協議会各支部や各自主防災隊の収入が自治会連合会の収入に計上されているのは、誤りであるので正すようにすべきである。</p>	<p>提出される決算書を確認し、他団体の収入が計上されている場合など誤りがある場合は該当する団体に指導していく。</p>	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	118
<p>(地区敬老会運営費補助金) 【指摘】 補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。</p>	<p>他の補助金の担当課と連携し、自治会連合会運営費補助金の収支決算書及び数件の領収書と突合し確認することでチェック体制を強化した。</p>	○	福祉部	高齢福祉課	118
<p>(「新成人を祝い励ます会」運営費補助金) 【指摘】 補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。</p>	<p>市民活動交流センターから自治会連合会運営費補助金の実績報告書の提供をうけ収支決算書と新成人を祝い励ます会の実績報告書を突合して整合性を確認するとともに、交付先を数件抽出し、領収書との突合を行う。</p>	○	教育委員会	社会・青少年教育課	118
<p>(都市美化推進事業補助金) 【指摘】 補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。</p>	<p>活動状況のわかる書類を提出させるとともに、必要に応じ出納簿、領収書等を確認し、収支決算書が正確に記載されていることを確認した。</p>	○	環境部	低炭素・資源循環課	118
<p>(自主防災組織強化対策補助金) 【指摘】 補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。</p>	<p>交付先から提出される収支決算書の正確性の確認方法を関係部局とともに引き続き検討する。</p>	△	都市防災部	都市防災政策課	118
<p>(地域体育振興事業補助金) 【指摘】 補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。</p>	<p>補助金の審査(申請時、報告時)にあたっては、これまで個別事業等の内訳資料に基づき対応している。また、領収書などの証拠書類等についても請求に基づき提出できる状態で保管するように指示している。 これら、資料の精査を徹底した。</p>	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	118
<p>(消防団分団維持運営費負担金) 【指摘】 補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。</p>	<p>収支決算の提出時に、出納簿及び個別の領収書の書類を提出させ、負担金の交付先(消防団分団)から提出される令和2年度収支決算書が正確なものであるかを確認した。</p>	○	消防本部	消防総務課	118

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 補助金として維持するのであれば、団体の運営補助ではなく事業補助に切り替えるべきであると言わざるを得ない。そして、補助金の額を世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、具体的な補助対象事業を定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきであると言わざるを得ない。世帯数により機械的に算定した額を交付し、補助対象事業や補助対象経費を具体的に定めないのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更すべきである。負担金又は交付金に変更したとしても、均等割の金額及び世帯割の母数の金額について、公金の適切な支出であると市民に説明できるよう、毎年度、検証した過程及び当該金額の必要性や有効性が認められる根拠が明らかになるような書面を作成しておくべきである。</p>	<p>負担金あるいは交付金それぞれの定義からすると、いずれにも適切に当てはまりにくい状況にあると考えているが、負担金や交付金への変更も含めて検討していく。</p>	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	121

42 地区敬老会運営費補助金

(1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p>【指摘】 交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担し、補助対象経費から除くべきである。</p>	<p>令和3年度に中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査し、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。</p>	△	福祉部	高齢福祉課	123

## (2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。</p>	令和3年度に中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査し、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	123
<p><b>【意見】</b> 高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい。</p>	令和3年度に中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査し、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	123

## 43 「新成人を祝い励ます会」運営費補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 交付要綱において、具体的な補助対象経費を定めるべきである。</p>	令和3年度中に補助対象経費を精査し、要綱に定める。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	127

## (2) 補助対象事業及び補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 補助対象事業を新成人を祝い励ます会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。</p>	開催に要する費用を積算させた場合、各自治会連合会によって内容の差異から自己負担額に大きく差が出ることから、従来どおり一律で算出交付するものとする。	×	教育委員会	社会・青少年教育課	128

## 44 都市美化推進事業補助金

## (1) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 世帯数に応じた額を交付するのではなく、交付要綱において、「市民の手による美しく明るいまちづくりを実現する」という交付目的を達成するために必要かつ有効な補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定めるべきである。</p>	補助対象事業及び経費を具体的に定めることが可能か否か判断するため、各支部におけるこれまでの事業実績及び支出の状況を整理している。	△	環境部	低炭素・資源循環課	131

## (2) 会計の混同

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 自治会連合会と都市美化連絡協議会各支部を別々の団体として取り扱っているのであれば、会計の混同や不整合がないよう、指導をすべきである。</p>	自治会連合会ほか他団体と、会計の混同や不整合が発生しないよう指導を行った。	○	環境部	低炭素・資源循環課	132
<p><b>【意見】</b> 都市美化連絡協議会各支部の自治会連合会への統合等、自治会連合会の経理・報告事務の負担軽減を検討することが望ましい。</p>	関係部局と協議し、検討する。	△	環境部	低炭素・資源循環課	132

## (3) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 会計の混同を解消した上で、余剰金が発生した場合は返還させるべきである。</p>	会計の混同が発生しないよう指導するとともに、余剰金が発生した支部については、返還をさせた。	○	環境部	低炭素・資源循環課	132

## (4) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 各支部が行う都市美化活動事業の内容、各自治会への支出が行われた場合は各自治会での具体的な活動内容及びその収支が分かる報告書を提出させるべきである。</p>	各自治会への支出が行われた場合には、各自治会での具体的な支出項目を決算書に記載するよう指導した。	○	環境部	低炭素・資源循環課	133

45 自主防災組織強化対策補助金

(1) 補助金交付対象団体(自主防災隊(団))

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 各自主防災隊(団)の構成員名簿、規約を作成、提出させるべきである。	各自主防災隊(団)に対して構成員名簿、規約を作成、提出するよう依頼済。	○	都市防災部	都市防災政策課	134

(2) 補助対象事業(自主防災隊(団))

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【意見】</b> 交付要綱の補助対象事業と決算書とは整合するようさせることが望ましい。	補助対象事業と事業費支出内訳の内容との整合に関し、それぞれの事業内容を整理・検討する。(例:防災士育成費助成は、現在、地域住民である自主防災組織の構成員に対する防災知識の普及啓発と捉えているが、地域防災リーダーの育成としての側面もあり整理する。)	△	都市防災部	都市防災政策課	135

(3) 補助対象経費(岐阜市自主防災組織連絡協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである。	交付申請において事業計画により補助対象経費の確認を行っているが、下記(5)の中で合わせて研究・検討する。	△	都市防災部	都市防災政策課	136
<b>【指摘】</b> 支出の明細内訳を提出させ、補助対象経費とするかどうかの審査をした上で、交付すべきである。	決算において支出の明細内訳を提出させうえて、下記(5)のなかで合わせて研究・検討する。	△	都市防災部	都市防災政策課	136

(4) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 各自主防災隊(団)と岐阜市自主防災組織連絡協議会とは、補助対象事業が異なるのであるから、別々に事業評価シートを作成すべきである。	自主防災隊(団)と岐阜市自主防災組織連絡協議会それぞれに事業評価シートを作成した。	○	都市防災部	都市防災政策課	137
<b>【意見】</b> 適切な指標を用いることが望ましい。	それぞれの事業評価シートにおいて、補助対象によって算出した活動を指標とするよう改めた。	○	都市防災部	都市防災政策課	137

(5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようすべきである。	自主防災隊(団)に対する補助金については、交付申請書の事業内訳に補助対象事業、補助対象経費を具体的に示しているが、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額等に関し、他市の状況等を研究するとともに、補助対象者に意見を求め、検討する。	△	都市防災部	都市防災政策課	137

46 地域体育振興事業補助金

(1) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を均等割及び世帯数によって機械的に算定するのではなく、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、各地域体育振興会の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようすべきである。	運営補助から事業補助に切り替える方針を決定した。 補助金の交付にあたっては、各体育振興会予算書に記載されている補助対象事業の内容及び内訳、補助対象経費を確認している。 補助の必要のある額に対し、基礎補助額に世帯割補助額を合算して得た額を上限として交付している。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	139

(2) 交付目的と事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【意見】</b> 交付目的に即した成果指標によって事業評価をすることが望ましい。	スポーツ振興の代表尺度であるスポーツ実施率の向上につながるよう、スポーツイベントの参加人数を成果指標とした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	139

47 交通安全活動推進団体補助金

(1) 補助対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体は、上記の団体に限られない。あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	補助対象団体を限定した目的を記載するよう検討しており、令和3年度中に要綱を改正する予定。	△	市民生活部	防犯・交通安全課	141

(2) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交通安全協会に対する補助金について、交付要綱において、各支部の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである。	補助対象事業及び経費を記載するよう検討しており、令和3年度中に要綱を改正する予定。	△	市民生活部	防犯・交通安全課	142
【指摘】 岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金について、交付要綱において、各地区の行う事業も含め、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。	補助対象事業及び経費を記載するよう検討しており、令和3年度中に要綱を改正する予定。	△	市民生活部	防犯・交通安全課	142

(2) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各支部の実績報告書(事業報告書及び収支決算書)を提出させて、確認すべきである。	各支部事業報告書等の写しを各地区交通安全協会より徴し、課内にて確認、保管する。	○	市民生活部	防犯・交通安全課	143
【指摘】 岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金について、個別の支出の内訳、各地区の行う事業内容及び収支決算の分かる資料を実績報告書に添付させるべきである。	各地区事業報告書等を報告書に添付する。	○	市民生活部	防犯・交通安全課	143

(3) 補助の見直し(交通安全協会に対する補助金)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 具体的な補助対象事業及び補助対象経費を設定し、補助率、補助金の上限も設けた上で、固定額や世帯数によるのではなく、各支部からの予算書及び事業計画書に基づき、交通安全協会としての活動及び各支部としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要な性と効果が認められる額を積算して算定すべきである。	算定方法について、交通安全推進活動にかかる経費は、地区の人口規模に応じて変動するため、世帯数によって算出する現在は、一定の妥当性があると考えている。 補助対象経費については、要綱にその詳細を規定するよう改正する予定である。	×	市民生活部	防犯・交通安全課	143

(3) 補助の見直し(岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 具体的な補助対象事業及び補助対象経費を設定し、補助率、補助金の上限も設けた上で、固定額や人数によるのではなく、予算書及び事業計画書に基づき、岐阜市交通安全女性連絡協議会としての活動及び各地区としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要な性と効果が認められる額を積算して算定すべきである。	算定方法について、交通安全推進活動にかかる経費は、地区の人口規模に応じて変動するため、世帯数によって算出する現在は、一定の妥当性があると考えている。 補助対象経費については、要綱にその詳細を規定するよう改正する予定である。	×	市民生活部	防犯・交通安全課	143

48 消防関係補助金

(1) 補助対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	補助金から負担金に切り替えることを検討中である。 負担金とすることで、支出の根拠が消防組織法第8条の条文であることが明確化される。	△	消防本部	予防課	146

(2) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱で具体的な補助対象事業を設定すべきである。	【監査結果(全体)12「交付金及び負担金に関する規程」、13「交付要綱の根拠規定」と関連あり】 岐阜市補助金等交付規則に交付要綱を定めること及び交付要綱に定めるべき事項を定めた条項が設けられたならば、交付要綱を定めることを検討する。	△	消防本部	予防課	146

(3) 補助対象経費及び補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱で具体的な補助対象経費を設定すべきである。	【監査結果(全体)12「交付金及び負担金に関する規程」、13「交付要綱の根拠規定」と関連あり】 岐阜市補助金等交付規則に交付要綱を定めること及び交付要綱に定めるべき事項を定めた条項が設けられたならば、交付要綱を定めることを検討する。	△	消防本部	予防課	147

## (4) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 具体的な補助対象事業及び補助対象経費を設定した上で、実績報告において、個別の支出の内訳を決算書に記載しないし添付させ、補助対象事業及び補助対象経費の該当性及びその適否の判断をすべきである。	上記の要綱を定めた際は、実績報告において、個別の支出の内訳を決算書に記載しないし添付させ、補助対象事業及び補助対象経費の該当性及びその適否の判断をする。	△	消防本部	予防課	147

## (5) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 余剰金は返還させるべきである。	【監査結果(全体)16「余剰金の返還」と関連あり】 会計課からの補助金に余剰金が生じた場合の戻入に関する指導事項に基づき、余剰金があれば、返還させ、戻入する。	○	消防本部	予防課	148

## (6) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 運営費は会費で賄い、事業費を補助する事業補助に切り替えるか、自治会連合会と統合して一部門とするか、見直すべきである。	負担金に切り替えることを検討中である。 女性防火クラブは規約上で、火災のない平和で豊かな郷土の建設を目的としており、少年消防クラブは同じく規約上で火災予防の普及を目的として掲げている。また、事業については火災予防の普及啓発に関することが大部分である。各クラブの消防に関する費用は市が負担金として支出できるものとする。	△	消防本部	予防課	149
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額をクラブ数によって機械的に算定するのではなく、交付目的と補助の必要性を吟味し、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定した上で、各々の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。		△	消防本部	予防課	149

## 49 消防団維持運営費負担金

## (1) 負担金の算定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 負担金の額は、各消防団から提出される予算書に基づいて、各「消防団」としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要な性と効果が認められる額を積算して算定すべきである。	各消防団から提出される予算書に基づき、活動に要する経費を把握するため、ヒアリングを行い、必要に応じて、必要性と効果を確認するため、積算資料により令和3年度負担金の額を適正に算定した。	○	消防本部	消防総務課	150
【意見】 「消防団」に負担金を支出する根拠となり、かつ、負担金を支出する費目や上限等を定めた規定又は消防団との協約を定めることが望ましい。	岐阜市補助金等交付規則に負担金の交付要綱を定めること及び交付要綱に定めるべき事項を定めた条項が設けられたならば、消防団維持運営費負担金に関する交付要綱を定めることを検討する。また、負担金を支出する費目や上限等について、会計事務処理マニュアルを改定することを検討する。	△	消防本部	消防総務課	150
【指摘】 費目毎に支出の適否を判断し、余剰金があれば、費目間流用ではなく、返還させるべきである。	会計課からの負担金に余剰金が生じた場合の戻入に関する通知に基づき、余剰金があれば、費目毎の適否を判断し、費目間流用ではなく、返還させ、戻入するよう指導する。なお、令和3年度予算執行については、会計課からの通知に関わらず指導した。	○	消防本部	消防総務課	150

## 50 消防団分団維持運営費負担金

## (1) 負担金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 負担金の額は、各々の「本部及び分団」から提出される予算書に基づいて各「本部及び分団」としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要な性と効果が認められる額を積算して算定すべきである。	各本部及び分団から提出される予算書に基づき、活動に要する経費を把握するため、ヒアリングを行い、必要に応じて、必要性と効果を確認するため、事業計画書及び積算資料により令和3年度負担金の額を適正に算定した。	○	消防本部	消防総務課	150
【意見】 「本部及び分団」に負担金を支出する根拠となり、かつ、負担金を支出する費目や上限等を定めた規定又は消防団との協約を定めることが望ましい。	岐阜市補助金等交付規則に負担金の交付要綱を定めること及び交付要綱に定めるべき事項を定めた条項が設けられたならば、消防団分団維持運営費負担金に関する交付要綱を定めることを検討する。また、負担金を支出する費目や上限等について、会計事務処理マニュアルを改定することを検討する。	△	消防本部	消防総務課	150
【指摘】 費目毎に支出の適否を判断し、余剰金があれば、費目間流用ではなく、返還させるべきである。	会計課からの負担金に余剰金が生じた場合の戻入に関する通知に基づき、余剰金があれば、費目毎の適否を判断し、費目間流用ではなく、返還させ、戻入するよう指導する。なお、令和3年度予算執行については、会計課からの通知に関わらず指導した。	○	消防本部	消防総務課	150

## 51 地域力創生事業補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実施要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。	指摘を踏まえ、令和3年3月に要綱を改正し、補助対象経費の費目について明確にした。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	154
【意見】 個別具体的な費用の内訳が分かる決算書を提出させるか、決算書に添付させることが望ましい。	収支決算書の提出時に、出納簿及び個別の領収書等の書類を提出させて詳細に審査・確認を行っている。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	154

## (2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 補助金として維持するのであれば、実施要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けるべきであると言わざるを得ない。それがどうしても無理だというのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更することが望ましい。負担金又は交付金に変更したとしても、公金の適切な支出となるような制度及び手続にし、審査しなければならないことは言うまでもない。	本補助金は「協働」という施策の性格を踏まえ、地域団体がまちづくりの一主体として、社会的な役割を主体的に担うことを支援するためのものであるが、補助金、負担金あるいは交付金それぞれの定義からすると、いずれにも適切に当てはまりにくい状況にあると考えている。 負担金や交付金への変更も含めて、今後検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	155

## (3) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 本補助金の交付目的と補助対象事業に即して適切に評価することが望ましい。	本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。本補助金の趣旨を踏まえて検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	156

## 52 岐阜市青少年育成市民会議運営費補助金

## (1) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	市主導で立ち上げた団体であることから、補助金ではあるものの、負担金の性格が強い。よって負担金交付を検討中である。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	157

## 53 民生委員候補者推薦準備会補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである。	要綱の改正に向けて、具体的な補助対象経費の洗い出しを行った。行政課と要綱改正に向けて協議をしていく予定である。	△	福祉部	福祉政策課	160

## 54 岐阜市民生委員児童委員協議会運営費補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 協議会には、個別具体的な費用の内訳を明らかにした予算書を提出させるべきである。その上で、その協議会の予算書に基づいて、補助対象経費を審査し、補助金の額を算定した過程を記録に残すべきである。	令和3年度補助金交付申請において、岐阜市民生委員・児童委員協議会から費用の内訳を明らかにした予算書が提出され、補助対象経費について審査を行い、補助金の交付決定を実施した。	○	福祉部	福祉政策課	161

## (2) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 自ら事業を行わない協議会に補助金を交付するのは避けるべきであるし、いったん協議会に交付するとしても、補助金を使用して事業を行う地区民児協やブロックの個別の活動内容及び収支予算・決算の分かる書類を提出させるべきである。	岐阜市民生委員・児童委員協議会がブロック及び地区民児協へ支出する補助金の収支予算・決算書については、それぞれ個別の活動内容が分かる令和2年度収支決算書及び令和3年度収支予算書を岐阜市に対して提出を行った。	○	福祉部	福祉政策課	163

## (3) 補助の見直し

【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	当該補助金について、補助金等見直し基準チェックシートに基づき評価をし、事業評価を実施した。 引き続き団体の性質を踏まえて、補助手法の違いによる効果等を比較し、最も効果的・効率的な手法について研究していく。	△	福祉部	福祉政策課	163
---	---	---	-----	-------	-----

## 55 岐阜市自治会連絡協議会運営補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。	執行状況を把握し、具体的な費用を設定するよう検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	165
【意見】 個別具体的な費用の内訳が分かる決算書を提出させるか、決算書に添付させることが望ましい。	個別具体的な費用の内訳が分かる決算書の提出を要求した。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	165
【意見】 昼食代を補助対象経費にしないことが望ましい。	必要性を含め検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	165

## (2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。交付要綱において、「住民自治組織及び市が連携し、市民との協働のまちづくりを推進する」という交付目的を達成するために必要かつ有効な補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に具体的な補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	負担金あるいは交付金それぞれの定義からすると、いずれにも適切に当てはまらなくらい状況にあると考えているが、負担金や交付金への変更も含めて検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	166

## 56 岐阜市公民館連絡協議会補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。	指摘のあった個別に補助対象経費を規定する改正等を現在、検討中である。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	168
【意見】 個別具体的な費用の内訳が分かる決算書を提出させるか、決算書に添付させることが望ましい。	令和4年度から費用内訳の明細を添付させるよう変更予定である。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	168

## (2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、公民館活動の振興という目的達成のために必要かつ有効な補助対象事業と、公民館職員の資質の向上という目的達成のために必要かつ有効な補助対象事業を明確に区別し、それぞれについて、具体的な事業を定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	事業補助への切り替えを現在、検討中である。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	169

## 57 岐阜治水会負担金

## (1) 多額の繰越金

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 団体の収支内容及び繰越金、積立金を考慮し、負担金額を見直すべきである。	現状の収支状況及び増加傾向である繰越金を考慮し、負担金を見直し令和3年度の負担金徴収は実施しないこととした。 今後も、収支や繰越金等を注視しつつ適正な運営管理を行っていく。	○	基盤整備部	広域事業推進課	170

## 58 岐阜市防犯協会運営補助金

## (1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において具体的な補助対象事業を定めるべきである。	課内においてどのような内容を補助対象事業とするのかを検討しており、今後、検討内容をもとに、令和3年度中に具体的な補助対象事業を定めた交付要綱に改正する予定。	△	市民生活部	防犯・交通安全課	171

## (2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、事業費という漠然としたものではなく、個別具体的な補助対象経費を定めるべきである。	課内においてどのような経費を補助対象経費とするのかを検討しており、今後、検討内容をもとに、令和3年度中に個別具体的な補助対象経費を定めた交付要綱に改正する予定。	△	市民生活部	防犯・交通安全課	172

## (3) 実績報告書及び補助金の確定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実績報告書には、自主事業にかかる個別具体的な支出の内訳、各団体へ交付した助成金による個別具体的な支出の内訳が明らかになるような資料を提出させるべきである。	実績報告書の提出の際は、自主事業にかかる個別具体的な支出の内訳、各団体へ交付した助成金による個別具体的な支出の内訳が明らかになるような資料を提出するよう指示した。	○	市民生活部	防犯・交通安全課	172
【指摘】 内部留保のための支出に対して補助金を交付すべきではない。	防犯カメラの交換や修繕等のための費用については、必要な都度補助金を申請する方向で令和3年度中に要綱を改正する予定。	○	市民生活部	防犯・交通安全課	172

## (4) 平成23年度包括外部監査の措置状況

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の算定根拠を作成し、補助対象経費を明示した要綱を作成したとはいえず、毎年必要となる補助金額を算定できるようにはなっていない。措置状況報告は正確に行うべきである。	課内においてどのような経費を補助対象経費とするのかを検討しており、今後、検討内容をもとに、令和3年度中に個別具体的な補助対象経費を定めた交付要綱に改正する予定。	△	市民生活部	防犯・交通安全課	173

## (5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 長期にわたる運営補助は、事業補助のみに切り替えるべきである。啓発物品の作成配布、防犯カメラ設置運営という自主事業に、上記のような人件費が必要なかどうかの検証もすべきであるし、会費収入や寄附金等の収入を得る努力も促すべきである。	事業補助に切り替えるにあたり、課内においてどのような内容を補助対象事業とするのか検討しており、今後、検討内容をもとに、令和3年度中に交付要綱を改正する予定。 なお、岐阜市防犯協会に対しては、会費収入や寄附金等の収入を得る努力をするよう依頼済みである。	△	市民生活部	防犯・交通安全課	174

## 59 岐阜市まちづくりサポートセンター負担金

## (1) 効果の検証

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業評価シートを作成し、負担金の必要性、効果を検証すべきである。	指摘を踏まえ、作成する方向で検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	175

## 60 単位老人クラブ運営費補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 国の通達等その正当性を裏付ける資料を残しておくことが望ましい。	国の通達等の資料を整理した。	○	福祉部	高齢福祉課	177
【指摘】 地区老連負担金に相当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、補助対象経費を正しい費用科目で計上するよう、指導した。また、年度内に申請書の様式を補助対象経費かどうか分かりやすいよう変更する。	決算書提出の際、単位老人クラブに対して補助対象経費を正しい費用科目で計上するよう、指導した。また、年度内に申請書の様式を補助対象経費かどうか分かりやすいよう変更する。	○	福祉部	高齢福祉課	177

## (2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の算定の基礎となる金額を決定した根拠や過程を書面に残しておくべきである。	金額の算定根拠や決定過程について記載した資料を作成した。	○	福祉部	高齢福祉課	177

## (3) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである。	老人クラブ事務局より、各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けた。	○	福祉部	高齢福祉課	177

## 63 コミュニティ助成事業補助金

## (1) 交付要綱

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 根拠に則った交付手続の適正さを担保するためにも、本補助金の交付要綱を作成することが望ましい。	必要性を含め検討していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	182

## 64 羽島用水土地改良区排水費負担金

## (1) 負担金額の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 毎年、負担金額の検討をすることが望ましい。	負担金は当該団体から提出される負担金明細書をもとに、毎年協議の上、支出している。負担金額は関係団体の合意を得て、決定したものであり、現時点で変更を行うものではないが、今後も当該団体と協議の上、進めていく。	○	基盤整備部	基盤整備政策課	182

## 65 逆川、正木、蘇西、東野田排水機場維持管理費負担金

## (1) 契約当事者の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 協定書の更新をすることが望ましい。	各協定書の更新に向け、関係団体と協議、調整を行った。	○	基盤整備部	河川課	183

## 第7 教育・保育

## 66 岐阜市PTA連合会補助金

## (3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定すべきである。	事業補助に切り替えるよう検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	184

## 67 岐阜市立岐阜商業高等学校部活動振興補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実績報告書では、各部活動、大会毎の支出の内訳を提出させるべきである。	補助事業者に対して、各部活動、大会毎の支出の内訳書を作成するよう周知した。	○	教育委員会	岐阜商業高等学校	186

## (2) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付目的である「岐阜市立岐阜商業高等学校の生徒の健全な育成」に適合する成果が上がっているのかを検証できる実績報告書を作成・提出させるべきである。	補助事業者に対して、「岐阜市立岐阜商業高等学校の生徒の健全な育成」に適合する成果が上がっているのかを検証できる実績報告書を作成するよう周知した。	○	教育委員会	岐阜商業高等学校	186

## (3) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の余剰金があれば、返還させるべきである。	令和2年度の補助金において、余剰金があったため返還させた。	○	教育委員会	岐阜商業高等学校	187

## (4) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。	事業評価シートで、補助金の必要性、公平性、有用性等の評価を行い、妥当性の判断は可能であるため、今後も事業評価シートにて成果を図り、適切な費用対効果の検証を継続していく。	○	教育委員会	岐阜商業高等学校	187

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各小学校鶴飼児童の会に補助金を交付するのであれば、「権利能力なき社団」として評価されるだけの実質を備えるようにすべきである。	令和2年度に続き、令和3年度も本事業を中止したが、令和4年度以降の本事業の実施の有無や補助の在り方についても検討しているところである。	△	教育委員会	学校指導課	188

## (2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「小学生に鶴飼観覧を体験させる」という手段と「ふるさとを理解し、愛する心を養う」という交付目的に照らし、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金の妥当性を判断し、その記録を残すべきである。	令和2年度に続き、令和3年度も本事業を中止したが、令和4年度以降の本事業の実施の有無や補助の在り方についても検討しているところである。	△	教育委員会	学校指導課	189

## 70 岐阜市学校保健会補助金

## (1) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。	交付要綱の修正を検討中である。	△	教育委員会	(学校保健課) 学校安全支援課	191

## (2) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象事業毎の支出の内訳を作成・提出させるべきである。	補助対象事業毎の支出の内訳を作成した。	○	教育委員会	(学校保健課) 学校安全支援課	192

## (3) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金に余剰金があれば返還させるべきである。	今年度補助金に余剰金があれば返還する。	○	教育委員会	(学校保健課) 学校安全支援課	192

## (4) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その記録を残すべきである。	補助金額の妥当性を検討中である。	△	教育委員会	(学校保健課) 学校安全支援課	193

## 71 岐阜市立特別支援学校生徒指導対策行動費補助金

## (1) 補助金の対象

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 補助金の対象行動といえることが明らかになるような記載をすることが望ましい。	補助金の対象行動であることを明確に記載するよう学校長及び担当者へ依頼した。	○	教育委員会	学校安全支援課	194

## (2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 記録は正確に記載すべきである。	正確に記載するよう学校長及び担当者へ指示した。	○	教育委員会	学校安全支援課	194

## 72 中学校及び岐阜特別支援学校進路指導対策行動費補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。	補助対象経費に関し、具体的な費目を定めるよう、今年度中に要綱を改正する。	○	教育委員会	学校指導課	195

## (2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱に「岐阜市中学校長会会長が行う次に掲げる事業に要する経費」とある以上、均等額と生徒数に基づくのではなく、実際に要する経費を基にして、補助金の額を算定すべきである。	生徒の進路実現を目指すためには、個に応じた丁寧な進路指導を行う必要があり、実際に要する経費を事前に算出することは難しい。当補助金の額の算出は、教員が受験先や職場体験先と調整・交渉するための共通経費としての均等割と生徒数に応じて訪問先が増加するなどに対応するための生徒数割をもってしている。	×	教育委員会	学校指導課	196

## 73 私学振興補助金

## (1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 実施要綱において、「特色ある学校(園)づくり事業」の定義、判断基準を設けることが望ましい。	補助金等に関する公益性の判定基準等を含んだ実質的な交付基準等を策定している「補助金等ガイドライン」に沿って、運用を行っている。	○	教育委員会	教育政策課 幼児教育課	197

## (2) 補助事業者

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付目的及び実際に補助されている事業内容に照らし、補助対象事業者の見直しを図ることが望ましい。	本補助金が対象とする私学とは、要綱第1条にも示すとおり、私立学校法第3条に規定する学校法人を指し、学校法人による取組を促進することを目的とする補助金である。	×	教育委員会	幼児教育課	198

## (3) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業評価シートを作成して、補助金の必要性等を検証すべきである。	令和3年度より事業評価シートを作成し、補助金に対して検証を行う。	○	教育委員会	教育政策課	198

## 74 岐阜市私立幼稚園連合会教育研究費補助金

## (1) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 助成要綱において、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。	要綱改正を行い補助対象事業、補助対象経費について定めた。	○	教育委員会	幼児教育課	199

## (2) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。	事業評価シートで、補助金の必要性、公平性、有効性等の評価を行い、妥当性を判断することは可能であるため、今後も事業用評価シートを用いて事業成果を図り、適切な費用対効果の検証を継続していく。	○	教育委員会	幼児教育課	200

## 75 私立教育・保育施設補助金

## (1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査費、腸管出血性大腸菌等対策費を補助対象事業としているのに、運営費としているのは不適當であり、個別の事業とするよう改めるべきである。	運営費補助事業の目的は、運営面での衛生管理の充実であり、実態に即した補助要件となるよう検討を行っていく。	△	子ども未来部	子ども保育課	203

## (2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実際に園が支払った金額に基づいて補助金を交付すべきである。	実際に園が支払った金額に即した補助金を交付するよう令和2年度より改めた。	○	子ども未来部	子ども保育課	204

## 76 私立小規模保育事業等補助金

## (1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 眼科及び耳鼻咽喉科検診等を補助対象事業としているのに、運営費としているのは不適當であり、個別の事業とするよう改めるべきである。	運営費補助事業の目的は、運営面での衛生管理の充実であり、実態に即した補助要件となるよう検討を行っていく。	△	子ども未来部	子ども保育課	206

## (2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実際に園が支払った金額に基づいて補助金を交付すべきである。	実際に園が支払った金額に即した補助金を交付するよう令和2年度より改めた。	○	子ども未来部	子ども保育課	206

## 77 保育士確保サポート奨励金

## (1) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助の目的に沿った補助対象事業及び補助対象経費を設定すべきである。	私立保育園等での保育士確保を支援するため、実態に即した補助要件となるよう検討を行っていく。	△	子ども未来部	子ども保育課	207

## 78 夜間保育室事業補助金

## (1) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の額の算定にあたって、各施設から提出される予算・決算書類を検討し、個別に補助の必要性を判断した過程を残すべきである。	年度末には岐阜市夜間保育室事業補助金交付要綱より、決算書類等を提出させ確定検査をし、年度当初には夜間保育室の認定基準に基づく認定を行っている。	○	子ども未来部	子ども保育課	209

## 第8 任意団体・社団法人・財団法人等

## 79 岐阜市スポーツ少年団本部運営費補助金

## (1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付要綱に定められた補助対象事業の内容が一義的に分かる規定に改めることが望ましい。特に、1号（「団が主催する大会及び指導者又は団員を大会に派遣する事業」）は、複数の事業が記載されているため、個々の事業毎に定めることが望ましい。	複数の事業が記載されていた交付要綱第2条第1号を分割し、「(1)団本部が主催する大会に関すること。」と「(2)指導者又は団員の派遣に関すること」に修正した。 また、スポーツ少年団の予算書において、補助対象事業の内容を明確化、具体化した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	210

## (2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 個別の補助対象事業毎の収支の内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させるべきである。	補助金の審査(申請時、報告時)にあたっては、これまでも個別事業等の内訳資料に基づき対応している。また、領収書などの証拠書類等についても請求に基づき提出できる状態で保管するように指示している。これら、資料の精査を徹底した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	211

## 80 岐阜市スポーツ指導員連絡協議会運営費補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 個別の補助対象事業毎の収支の内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させるべきである。	補助金の審査(申請時、報告時)にあたっては、これまでも個別事業等の内訳資料に基づき対応している。また、領収書などの証拠書類等についても請求に基づき提出できる状態で保管するように指示している。これら、資料の精査を徹底した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	211

## (2) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の余剰金があれば返還させるべきである。	補助対象としている経費の決算額が補助金額を上回っており、返還対象は無いと考える。余剰金が発生した場合は返還させる。なお、団体活動の継続性の観点から、年度当初に運転資金が必要となるため、それ以外の余剰金を返還させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	212

## (3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助として正しく扱い、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、協議会の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	運営補助から事業補助に切り替える方針を決定した。 また、スポーツ指導員連絡協議会の予算書において、補助対象事業の内容を明確化、具体化した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	212

## 81 岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会運営費補助金

## (1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 個別の補助対象事業毎の収支の内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させるべきである。	補助金の審査(申請時、報告時)にあたっては、これまで個別事業等の内訳資料に基づき対応している。また、領収書などの証拠書類等についても請求に基づき提出できる状態で保管するように指示している。これら、資料の精査を徹底した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	213

## (2) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の余剰金があれば返還させるべきである。	補助対象としている経費の決算額が補助金額を上回っており、返還対象は無いと考える。余剰金が発生した場合は返還させる。なお、団体活動の継続性の観点から、年度当初に運転資金が必要となるため、それ以外の余剰金を返還させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	214

## (3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助として正しく扱い、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、協議会の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	運営補助から事業補助に切り替えた。また、スポーツ推進委員連絡協議会の予算書において、補助対象事業の内容を明確化、具体化した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	215

## 82 岐阜市体育協会運営費補助金

## (1) 交付目的

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 補助金を交付する目的を正確に設定することが望ましい。	要綱では、「岐阜市民のスポーツの振興及び市民の体力向上を図ることを目的とし」ており、上記が交付目的であると考える。競技力の向上は上記の目的を達成する事業を行った効果として現れるものと考えている。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	216

## (2) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象事業を正確に設定すべきである。	要綱を改正し対象事業を運営補助から事業補助に切り替える方針を決定し、交付要綱第2条(1)から(4)の各号に対し、補助を行うよう明確化した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	216

## (3) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱で補助対象経費とされた費用に対してのみ、補助金を交付すべきである。	要綱を改正し、要綱に定められた事業を補助事業とした。協会より提出される予算書において補助対象経費を明確化し、事業報告により、対象事業を精査している。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	216
【指摘】 補助対象経費となる可能性のある費用については、内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させるべきである。	補助金の審査にあたっては、事業の内訳資料により点検を行うなど対応している。また、領収書などの証拠書類等についても提出できる状態で保管するよう、協会から関係団体に指示し、資料の精査を徹底した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	216

## (4) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の余剰金があれば返還させるべきである。	補助対象としている経費の決算額が補助金額を上回っており、返還対象は無いと考える。余剰金が発生した場合は返還させる。なお、団体活動の継続性の観点から、年度当初に運転資金が必要となるため、それ以外の余剰金を返還させる。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	218

## (5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助として正しく扱い、補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定した上で、交付目的達成のために必要な事業に補助金を交付するようにすべきである。	要綱を改正し対象事業を運営補助から事業補助に切り替える方針を決定した。対象事業を明文化し、対象事業にかかる経費を補助対象経費とするよう改正し、協会予算書においても対象事業及び対象経費を明確化した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	218

## 83 母子家庭及び寡婦支援団体運営費補助金

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 母子家庭及び寡婦の自立の促進を目的として事業を行う団体が限られないのであれば、公募すべきである。限られるのであれば、あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	補助団体は母子家庭及び寡婦の自立の促進を目的として事業を行う市内各地区の母子寡婦福祉会をもって組織する連合団体である。当該団体が安定的な運営ができるよう予算の範囲内で補助するものであるが、公益上の必要性が認められるような要綱に改正予定である。	○	子ども未来部	子ども支援課	219
【指摘】 補助金交付対象団体の構成員名簿及び規約を作成・提出させるべきである。	令和3年度の交付決定については提出させている。	○	子ども未来部	子ども支援課	219

## (2) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において交付目的に沿った補助対象事業を具体的に定めるべきである。	要綱整備の中で整理していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	220
【指摘】 支出の内訳について、詳細資料を作成・提出させるべきである。	要綱整備の中で整理していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	220

## (4) 事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業評価シートを作成して補助金の効果測定を行うべきである。	行財政改革の取組における事業評価シート作成の対象としており、引き続き事業実施における評価を行っていく。	○	子ども未来部	子ども支援課	221

## 84 文化団体補助金

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を限定すべき理由がなければ、公募すべきである。理由があるのであれば、あらかじめ限定した団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	交付要綱に交付目的を盛り込むよう検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	222

## (2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費は、個別具体的な費用を設定すべきである。	補助対象経費については、交付要綱を改正し、個別具体的な費用を定めるよう検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	222

## (3) 補助金額の決定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮して補助金の額を定めるべきである。	補助対象団体ごとに収入や財産状況を考慮し、補助金額の見直しを進める。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	223

## (4) 前金払

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 前金払で交付するのであれば、適切な理由を具体的に記載した前金払請求書により、前金払が認められることを適切に判断した上で、交付すべきである。	前金払の場合、適切な理由を具体的に記載した前金払請求書を提出させ、前金払が認められるかどうかを適切に判断し、交付を決定するよう改めた。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	223

## (5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替え、岐阜市文化団体補助金としての総額を予算額とし、交付要綱において、補助対象とする団体の数、補助対象事業、補助対象経費の範囲、補助対象経費に対する補助率、1団体に対する補助金の上限を具体的に設定し、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	運営補助から事業補助への切り替え並びに補助金の在り方について交付要綱の見直しを進める。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	224

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 交付要綱を改定し、補助金交付対象団体の選定基準あるいは補助を受けることができるための詳細な要件を設けた上で、公募すべきである。公募しないのであれば、「本市における文化財の保護及び活用を図る」という目的による現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。</p>	交付団体を公募する方向で検討を進め、令和3年度中に補助金交付要綱を改正する予定である。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	226

## (2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 補助対象経費に該当する可能性のある費目については、内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させて、確認すべきである。</p>	補助対象経費について、公募時あるいは交付申請に際して、内訳や詳細の分かる裏付け資料等の提出を求める方向で検討している。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	226

## (3) 余剰金の返還

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 補助金の余剰金があれば返還させるべきである。</p>	補助対象経費を明確にした上で、事業補助金について余剰金が発生した場合は、市に返金を求める方向で検討を進めている。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	227

## (4) 交付目的と事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【意見】</b> 交付目的に即した適切な成果指標によって事業評価をすることが望ましい。</p>	事業評価のために設定した指標が妥当かどうか検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	227

## (5) 補助の見直し(中山道加納宿文化保存会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 中山道加納宿文化保存会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。</p>	交付対象事業の要件等を整理した上で、令和3年度中に事業費補助への見直し及び補助金交付要綱の改正を予定している。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	228

## (6) 補助の見直し(中将姫誓願桜保存会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 中将姫誓願桜保存会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。</p>	交付対象事業の要件等を整理した上で、令和3年度中に事業費補助への見直し及び補助金交付要綱の改正を予定している。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	229

## (7) 補助の見直し(琴塚顕彰協会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 琴塚顕彰協会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。</p>	交付対象事業の要件等を整理した上で、令和3年度中に事業費補助への見直し及び補助金交付要綱の改正を予定している。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	230

## (8) 補助の見直し(高桑太鼓保存会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 高桑太鼓保存会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。</p>	交付対象事業の要件等を整理した上で、令和3年度中に事業費補助への見直し及び補助金交付要綱の改正を予定している。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	230

## (9) 補助の見直し(元町一丁目織田塚保存会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 元町一丁目織田塚保存会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようすべきである。	交付対象事業の要件等を整理した上で、令和3年度中に事業費補助への見直し及び補助金交付要綱の改正を予定している。	○	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	231

## 86 観光事業補助金

## (1) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象事業及び補助対象経費を交付要綱において具体的に定めるべきである。	補助対象事業については岐阜市観光事業補助金交付要綱に既に定めている。今後は補助対象経費に関して具体的に定めることを検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	233

## (2) 補助金の額(岐阜市周辺観光タクシー運営協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付先から提出された事業内容及び経費の適否を検討し、補助金以外の収入がどの経費に充てられるべきかを検討し、その結果、補助金として支出する必要がある額を算定した過程を記録に残すべきである。	岐阜市観光事業補助金交付要綱において補助対象経費を具体的に定めることを検討しており、改正した要綱に従い補助金額を算定する予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	234

## (3) 補助の見直し(岐阜市周辺観光タクシー運営協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市周辺観光タクシー運営協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようすべきである。	岐阜市周辺観光タクシー運営協議会に対する補助金については事業補助に切り替える予定である。また、岐阜市観光事業補助金交付要綱において補助対象経費を具体的に定めることを検討しており、改正した要綱に従い補助金額を算定する。なお、補助対象事業、補助率、補助上限額は既に要綱に明記されている。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	235

## (4) 効果・経済性(岐阜新聞社及び中日新聞社)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付目的を具体的に定め、来場者数以外の指標により事業評価を行い、交付先の収支や財産状況も考慮し、補助の必要性が認められるかどうか、慎重に検討し、その過程を記録に残すべきである。	令和3年度より事業評価の指標を変更する。また、補助を継続する場合、補助の必要性や金額の妥当性が認められるか内部で検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	235

## 87 青少年各種団体運営費補助金

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 補助金交付対象団体の要件や広報の在り方について再検討することが望ましい。	要件は青少年の健全育成という目的に対し設定されている。また広報について、担当課のホームページだけではなく、行財政改革課の補助金一覧のホームページにも掲載した。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	237

## (2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 傷害保険料は補助対象経費から除外することが望ましい。	傷害保険料の除外に向け、令和3年度中に補助金交付要綱を改正する。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	238

## (3) 補助の見直し(ガールスカウト岐阜市連絡協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 ガールスカウト岐阜市連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	団体の性質から事業補助が適しているのかも含め、補助金の在り方について検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	239

## (4) 補助の見直し(一般社団法人岐阜少年少女合唱団)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 一般社団法人岐阜少年少女合唱団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	団体の性質から事業補助が適しているのかも含め、補助金の在り方について検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	241

## (5) 補助の見直し(岐阜ジュニア吹奏楽団)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜ジュニア吹奏楽団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	団体の性質から事業補助が適しているのかも含め、補助金の在り方について検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	241

## (6) 補助の見直し(岐阜市バントワリング少年団育成連絡協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市バントワリング少年団育成連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	団体の性質から事業補助が適しているのかも含め、補助金の在り方について検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	241

## (7) 補助の見直し(岐阜市シニアリーダークラブ)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市シニアリーダークラブに対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	団体の性質から事業補助が適しているのかも含め、補助金の在り方について検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	242

## 88 日本ボーイスカウト岐阜市協議会運営費補助金

## (2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 傷害保険料は補助対象経費から除外することが望ましい。	傷害保険料の除外に向け、令和3年度中に補助金交付要綱を改正する。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	243

## (3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	団体の性質から事業補助が適しているのかも含め、補助金の在り方について検討していく。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	243

## 89 障害児・者団体運営費補助金

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「障害児・者の福祉の増進を図る」という交付目的で「障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体」に補助金を交付するという現在の交付要綱であれば、補助金交付対象団体を特定の団体に限定すべき理由が認められず、公募すべきと言わざるを得ないが、公募しないのであれば、「障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。	障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体の把握は障がい福祉課において把握でき、新たに上記記載の団体が組織されて活動を行なえば、要綱を改正し追加することも可能である。 現在の交付要綱を変更するかについては検討中である。	△	福祉部	障がい福祉課	246

## (2) 補助金の額(一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金として維持するのであれば、収益事業における利益部分を差引いた額を基にして、補助金の額を決定すべきである。そうしないのであれば、補助金ではなく委託事業とすべきである。	収益事業が赤字になる可能性もあり、運営の当初資金確保の観点からすぐに補助金から委託事業へ切り替えることは、岐阜市身体障害者福祉協会との調整も必要となり困難である。協会の運営形態を含め検討中である。	△	福祉部	障がい福祉課	247

## (3) 事業評価シート

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業評価シートは交付先毎に作成すべきである。	交付先毎に作成済み。	○	福祉部	障がい福祉課	249

## (4) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業及び個々の補助対象事業にかかる補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	事業補助に切り替える予定。現在の要綱においても、具体的な補助対象事業及び個々の補助対象事業に係る補助対象経費の費目を細かく明記しているため、より具体的な設定をすべきかを検討していく。	△	福祉部	障がい福祉課	249

## 90 岐阜県身体障害者岐阜地区体育大会補助金

## (1) 交付要綱

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱を設けるべきである。	岐阜県身体障害者岐阜地区体育大会が廃止となったため、措置に至らなかった。	×	福祉部	障がい福祉課	251

## (2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助の公益上の必要性が認められるのかどうかを慎重に吟味し、本補助金の継続の是非を検討した上で、その過程を記録に残すべきである。	岐阜県身体障害者岐阜地区体育大会が廃止となったため、措置に至らなかった。	×	福祉部	障がい福祉課	251

## 91 保健医療関係団体補助金

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。	別表に定めのある補助事業者は、それぞれの補助事業の内容を実施することのできる唯一の団体である。公募により同等の事業を実施することができる団体は他にないと考えられるので、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定することを検討する。	△	保健衛生部	保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課	256

## (2) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象事業及び補助対象経費を具体的に定めるべきである。	要綱を改正し、補助対象経費を具体的に定めた。	○	保健衛生部	保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課	258

## (3) 補助金算定根拠

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の内容毎に補助金の算定根拠を作成すべきである。	別表に定めのある補助金の額の内容について検討する。	△	保健衛生部	保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課	258

## (4) 終期の設定

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】補助対象者の現状把握、補助の継続、金額の妥当性、効果の把握等を行うべく、交付要綱に終期を設定することが望ましい。	補助金の見直し基準チェックシートにて当該補助要綱に係る補助事業について評価を行っており、いずれもA評価となっており、現時点では終期を定めることを検討しない。	×	保健衛生部	保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課	259

## (5) 指導監督

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象事業を具体的に規定した上で、当該事業の補助対象経費に補助金を使用されているかどうかの確認をしたことが分かる決算書を提出させるべきである。	協会事務局と調整し、補助対象事業や補助対象経費を規定した上、令和3年度分から適正な補助金使用の状況の分かる決算書等の提出を指示した。	○	保健衛生部	食品衛生課	259

## (6) 前金払

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 前金払いの必要性が認められる場合にのみ前金払いをすべきである。	前金払いの必要性が認められる場合にのみ、前払いをすることとした。	○	保健衛生部	食品衛生課	259

## (7) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 対象団体の収支や財産状況も精査し、補助金の必要性を吟味した上で、補助の継続の可否、補助金額の検討を行い、その過程を記録に残すべきである。	補助の継続の可否、補助金額の検討を行った上、年度末までにその過程を記録に残すこととした。	○	保健衛生部	食品衛生課	260

## (8) 平成23年度包括外部監査の措置状況(一般社団法人岐阜市医師会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 退職者数を確認するのみならず、退職積立金の算定資料を求め、退職積立金残高が適正であるか確認すべきである。	令和3年度から、積立金の積立状況について岐阜市医師会准看護学校から資料を提供してもらい、確認を行った。	○	保健衛生部	保健衛生政策課	260

## (9) 前金払の検討(一般社団法人岐阜市医師会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 具体的な理由の記載がない場合は記載内容について指導した上で、前金払いの必要性が認められる場合にのみ前金払いをすべきである。	令和3年度から、補助金交付対象団体からの申請時に具体的な理由の記載がない場合は指導をしている。また、前金払いの必要性が認められない場合は、通常払いとした。	○	保健衛生部	保健衛生政策課	262

## 92 平和啓発推進補助金

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、「岐阜市の平和に関する啓発活動の推進を図る」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。	補助金の趣旨に該当する対象団体について、要綱の内容を引き続き検討していく。	△	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	263

## (2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 個別具体的な費用の分かる予算書や決算書を提出させるべきである。	具体的な事業内容と費用がわかる計画書と実績報告書を提出させた。	○	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	263

## (3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、岐阜市の平和に関する啓発活動を行うという交付目的を達成するために必要かつ有効といえる具体的な補助対象事業を定め、補助対象事業毎に具体的な補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	事業補助への切り替えについて、要綱の内容を引き続き検討していく。	△	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	264

## 93 岐阜市遺族連合会運営費補助金

## (1) 補助対象経費及び補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 個別具体的な費用の分かる予算書や決算書を提出させるべきである。	岐阜市遺族連合会と予算書、決算書の内容について協議を行った。引き続き、適切な書類作成に向けて協議を重ねていく。	△	福祉部	福祉政策課	265

## (2) 補助の公正性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 総理大臣の靖国神社参拝は、いわゆる靖国問題として、信教の自由や政教分離等様々な争点のある事項であるところ、それを推奨する活動をする団体に補助金を交付することが公正といえるのか、検討することが望ましい。	憲法は、宗教上の組織・団体への公金支出を禁じているところ、この宗教上の組織・団体とは、特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を本来の目的とする組織・団体を指すものと解すべきとされている。 岐阜市遺族連合会は、戦没者の遺族により構成され、その活動には、靖国神社の参拝等、宗教色を帯びた活動が含まれているものの、その本来の目的は、遺族としての戦没者等の慰霊、追悼、顕彰等であり、宗教的活動を行おうとするものではないため、宗教上の組織・団体には該当しないと考える。 そのため、同会に対する補助金交付は、憲法で禁止される宗教上の組織・団体への公金支出に当たらないものとする。	○	福祉部	福祉政策課	265

## (3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 事業補助に切り替えるべきである。交付目的と公益上の必要に照らして、補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定した上で、交付目的達成のために必要な事業を明確にさせ、当該事業の経費を補助する必要がある補助金を交付するようすべきである。	当該補助金について、補助金等見直し基準チェックシートに基づき評価をし、事業評価を実施した。 引き続き団体の性質を踏まえて、補助手法の違いによる効果等を比較し、最も効果的・効率的な手法について研究していく。	△	福祉部	福祉政策課	266

## 94 勤労者福祉事業補助金

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 「勤労者の福祉の増進」という目的で補助金を交付するのであれば、補助金交付対象団体を見直すべきであるし、上記団体の事業に補助金を交付するのであれば、公益上の必要性が認められるかどうかを慎重に吟味した上で、適切な交付目的を設定すべきである。	補助金交付対象団体の事業内容や財務状況について調査し、交付対象としての適性や適切な交付目的の設定について検討していく。	△	経済部	労働雇用課	267

## (2) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【意見】</b> 公正かつ有効な補助金の交付となるよう、補助対象事業を精査することが望ましい。	上記(1)にあわせ、必要に応じて精査を実施していく。	△	経済部	労働雇用課	268

## 95 人権推進事業補助金

## (1) 交付目的と補助対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 「人権の擁護及び人権啓発の推進」という交付目的を維持するのであれば、「法令に基づき人権推進事業を実施する団体」と限定した規定ではなく、広く「人権推進事業を実施する団体」と規定した上で、交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、交付要綱において、特定の団体に補助金を交付する必要性、合理性が明らかとなるような交付目的及び補助対象団体を定めるべきである。	交付対象団体を、現在の要綱より広く規定し公募するか否か、「人権推進事業を実施する団体」の要件を含め引き続き検討していく。 仮に公募しないのであれば、特定の団体に補助金を交付する必要性及び相当性が明らかになるような交付目的及び補助対象団体を規定した要綱の改正を検討していく。	△	市民協働推進部	人権啓発センター	270

## (2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 交付要綱に、個別具体的な補助対象経費を定めるべきである。	補助金等ガイドライン、負担金及び補助金マニュアル等の改定に基づき個別具体的な補助対象経費の内容について検討する予定である。	△	市民協働推進部	人権啓発センター	270

## (3) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【意見】</b> 交付要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けることが望ましい。	交付団体の実情を踏まえ要綱を改正するか否か検討している。	△	市民協働推進部	人権啓発センター	271

## (4) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<b>【指摘】</b> 事業補助に切り替えるべきである。そして、人権の擁護及び人権啓発の推進という交付目的又は特定の団体に補助金を交付する目的に照らして、補助対象事業を個別具体的に定め、補助対象事業毎に個別具体的な補助対象経費を定め、補助上限額も具体的に設定した上で、必要のある補助金を交付するようすべきである。	補助金等ガイドライン、負担金及び補助金マニュアル等の改定に基づき指摘に基づき要綱の改正を検討する予定である。	△	市民協働推進部	人権啓発センター	271

## 96 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金

## (1) 補助の目的

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 交付要綱にある「小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進する」という目的で補助金を交付するのであれば、全ての学校と地域を対象とした、広く人権教育を推進する事業を補助する補助金にすべきである。同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助するのであれば、それを明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべきである。</p>	<p>本事業は同和問題に関する偏見・差別を解消するための取組を推進することを目的としている。対象校は特別政策の対象となる、市内2地域の差別や偏見の解消を目指し、人権教育に取り組んでおり、これを補助し推進している。なお、広く人権教育を推進することについては、ブロック別学校人権教育研究会で実施している。</p>	×	教育委員会	学校指導課	272

## (2) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 交付要綱で定めた補助対象事業にのみ補助金を交付すべきである。</p>	<p>実施事業は、幅広く人権教育を進めることにより、同和問題の解消を図っていると認識している。年度当初に補助対象事業について、交付要綱に基づいて再度確認した。</p>	×	教育委員会	学校指導課	273

## (3) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【意見】</b> 支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させることが望ましい。</p>	<p>報告書の作成について、詳細に記載するよう依頼をした。</p>	○	教育委員会	学校指導課	273

## (4) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 適切な成果指標によって事業評価を行うとともに、補助の目的と補助金の在り方を適切に設定した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、補助の必要のある額を交付するよう見直すべきである。</p>	<p>小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進するための成果指標を設定する。また、令和3年度中に補助対象事業、補助対象経費について定め、要綱を改正する。</p>	○	教育委員会	学校指導課	274

## 97 岐阜市読書サークル協議会補助金

## (1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【意見】</b> 「市民の読書活動を推進する」という交付目的で、「読書サークル相互の提携協力の促進に関する事業」を補助対象事業とすることはやめることが望ましい。</p>	<p>補助対象事業を団体補助から事業補助へ見直すために検討していく。</p>	△	市民協働推進部	図書館	275

## (2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【意見】</b> 「市民の読書活動を推進する」という目的のために、「各読書サークルの会員の集合体である任意団体」に対して公金である補助金を交付する公益上の必要性が認められるのか、市民に理解されるだけの合理的な説明を書面に残すことが望ましい。</p>	<p>任意団体への補助ではなく、読書活動に関する事業に対しての補助とするよう検討していく。</p>	△	市民協働推進部	図書館	276
<p><b>【指摘】</b> ＜補助の見直し＞ 公益上の必要性が認められるとしても、団体の運営補助ではなく事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、「市民の読書活動を推進する」という交付目的を達成する手段として必要かつ有効といえる補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。</p>	<p>事業補助とし、補助対象となる経費を定め、補助上限額等を定めるよう検討していく。</p>	△	市民協働推進部	図書館	276

## 98 岐阜市視聴覚教育連絡協議会補助金

## (1) 補助対象事業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
<p><b>【指摘】</b> 交付要綱において、交付目的に沿った補助対象事業及び補助対象経費を具体的に定めるべきである。</p>	<p>補助金交付要綱の補助対象事業の内容を検討していく。</p>	△	教育委員会	社会・青少年教育課	277

## (2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 適切な成果指標によって事業評価を行うとともに、補助の目的と必要性に即した具体的な補助対象事業及び補助対象経費に対して補助の必要のある額を交付するように見直すべきである。	事業評価内の適切な成果指標について見直す予定である。	△	教育委員会	社会・青少年教育課	278

## 99 岐阜天文台天文教育振興補助金

## (1) 実績報告

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費に該当する支出については、詳細な内訳を作成・提出させるべきである。天文教室の開催に関する費用を補助対象事業とする場合には、開催された天文教室毎の収支報告をさせるべきである。	4月に関係書類の現地調査を行い、問題がないことを確認した。詳細な内訳については令和3年度に検討する。なお、天文教室については補助対象外経費である。	△	教育委員会	科学館	279

## (2) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助の必要性を検討し、廃止も含めて見直すべきである。仮に、補助の必要性が認められるとしても、事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、「市民を対象とする天文教育の振興」という交付目的のために必要な補助対象事業を具体的に定め、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定すべきである。天文教室に参加料等の収入がある場合には、同収入も考慮して補助金の額を算定すべきである。	事業補助への切り替え、補助率など令和3年度中に見直しを図る。	△	教育委員会	科学館	280

## 100 日本貿易振興機構岐阜貿易情報センター事業運営負担金

## (1) 支出の必要性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 市の負担割合の変更の協議を求めるとも、毎年度、支出の必要性・相当性を検証し、その過程を記録に残すことが望ましい。	日本貿易振興機構の支部組織が市内にあることは、市内企業にとって有用であり、また、同機構へ支払う本市の負担金の割合は、同機構が提供するサービスの市内企業の利用率から評価すると妥当であると判断できる。 今後も支出の相当性を毎年度検証し、記録するとともに、必要に応じて負担割合の変更を求めている。	○	経済部	商工課	281

## 101 岐阜県発明協会事業負担金

## (1) 支出の必要性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 毎年度、支出の必要性・相当性を検証し、その過程を記録に残すことが望ましい。	一般社団法人岐阜県発明協会は、市が担うべき産業振興に資する事業を実施していることから、その事業に要する経費の一部を市が負担金として支出することは適切である。また、負担金額は市の人口及び総生産額を基準に算出され、適宜見直しが行われており、妥当である。 今後も支出の必要性・相当性を毎年度検証し、その過程を記録していく。	○	経済部	商工課	282

## 第9 事業・個人

## 102 コミュニティバス運行補助金

## (1) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 収益改善計画には実効性のあるものとなるような記載を求め、これに対して実質的な検討を行うことが望ましい。	収益改善計画書について、具体的で実効性のある計画を記載するよう、運行事業者に指示した。また市が定める運行継続判断基準の達成に向け、各地区の運営協議会において、収支状況の把握、運行計画の改善や利用促進の取り組みを進めていく。	○	都市建設部	交通政策課	283

## 103 BRTシステム導入事業費補助金

## (1) 相見積もり

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 相見積もりをもって受注工事業者を選定するよう働きかけることが望ましい。	バス事業者が補助対象事業について外注を行う場合は、外注先へ支払う金額が適正であるか判断するために相見積もりをとるよう、バス事業者へ働きかけた。	○	都市建設部	交通政策課	284

## (1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を公募すべきである。	交付対象となる団体に対しては、これまで必要に応じて制度の周知を図ってきたが、各団体の事業計画の見直しや市予算の縮小等に伴い、対象となる団体が固定化されてきた経緯がある。再度、対象となる団体に補助金制度の周知を行い、要望を取り入れたうえで予算化を図っていく。	△	経済部	商工課	288

## (2) 補助対象事業(せいのり祭り)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 せいのり祭りに対する補助金は、「団体が実施する振興事業、研修会、講演会等の事業」とし、補助率は補助対象経費の5分の1以内とすべきである。	本補助事業は、「岐阜市中小企業振興補助金」に規定する中心市街地賑わい創出事業として中心市街地活性化計画に記載された事業である。また、年4回の一般消費者向け販売促進事業であると同時に、開催時にはJR岐阜駅周辺の飲食店や商店街、高山市や富山市との連携イベントも実施し、問屋街だけではなく、周辺市街地への一般消費者の集客、魅力の発信が見込めることから、イベント後も継続的な中心市街地のにぎわい創出に寄与しており、「中心市街地にぎわい創出事業」の対象として補助率は3分の1以内とする。	×	経済部	商工課	288

## (3) 補助対象経費(ファッションセミナー)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 予算書で計上されている金額であっても、事業に目的、内容、効果に照らし、金額の合理性、相当性を判断することが望ましい。	本補助事業は、付加価値の高い商品を企画・開発するために、アパレル業界関係者の資質向上を図るものであり、アパレル産業振興のために必要であり、参加者からも商品開発に活かされているとの意見がある。今後も参加者へのアンケート結果等をもとに、事業の効果を検証していく。	○	経済部	商工課	288

## (4) 事業中止の際の裁決(ア・ミュージック岐阜)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 できなかった事業に対する支払を決定するという「例外」判断であることから、その過程が分かるような書類として作成すべきである。	決裁にあたっては作成者の名前、作成日を記載した判断の過程が明確にわかる資料を作成し、添付するよう課内で確認を行った。	○	経済部	商工課	289

## (1) 交付目的と事業評価(柳ヶ瀬ジュラシックアーケード実行委員会・美濃中山道ふるさとまつり実行委員会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 にぎわいの創出という補助金の交付目的に即した別の交付要綱を作成すべきである。	地域を活性化(にぎわいを創出)する事業の実施と、商店街のような地域の中小企業者の振興は不可分であり、地域の活性化・にぎわい創出を別の要綱に定めたとしても、目的は中小企業者の振興となることから、現要綱で対応していく。 また、中心市街地まちづくり活動補助金は、中心市街地の価値向上を目的とした事業を支援することを対象としており、ジュラシックアーケードはその目的に寄与する一面はあるものの、本来の趣旨は中小企業者の振興を目的としているため、現要綱のまま対応できると判断している。	×	経済部	商工課	290
【意見】 イベントを行なった結果、にぎわいの創出がなされているかどうか、事後的に、継続的な調査、検証をすることが望ましい。	イベント実施前後の歩行者通行量の調査や、市が隔年で実施する歩行者通行量調査により、事後的・継続的に調査を実施している。 また、にぎわい創出の効果の判断は、補助金の減額に伴う自己負担の増加と、得られる実際の効果が団体が比較することにより、団体側で適切に判断している。(美濃中山道ふるさとまつりは令和2年度に廃止となったため、措置を講じない)	○	経済部	商工課	290

## (2) 補助の見直し(美濃中山道ふるさとまつり実行委員会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 対象団体から交付申請を継続する意向があるのか、市として補助金を交付する公益上の必要性が認められる事業なのか、事業内容及び収支内容の見直し、適切な事業評価を行った上で、継続するのであれば、上記のとおり別の交付要綱を作成し、補助対象経費、補助率、補助限度額を具体的に設定、補助の必要のある額を交付するようすべきである。	令和2年度に事業廃止となった。	×	経済部	商工課	291

## (1) 交付要綱(先進商店街視察)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 にぎわいの創出という補助金の交付目的に即した別の交付要綱を作成すべきである。	小売店等の中小企業者の振興を図るうえで、中小企業者単体で事業を実施することは困難な側面があることから、その地域内の集合体である商店街の振興を図ることが、中小企業者の振興に繋がるものと判断している。	×	経済部	商工課	292

## (2) 事業評価(先進商店街視察)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 視察がなされた結果、その報告書の提出を受けるだけではなく、視察の効果の検証を行うことが望ましい。	視察の効果の検証方法については、検討していく。	△	経済部	商工課	292

## (1) 平成23年度包括外部監査の措置状況(岐阜商工会議所・柳津町商工会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 措置状況報告のとおり、アンケートを実施し、結果を分析する効果測定を行うべきである。	岐阜商工会議所及び柳津町商工会が実施している、セミナーのアンケート結果を確認することで、事業の効果を検証していく。	○	経済部	商工課	293

## (2) 補助対象経費(柳津町商工会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費とすべきでない管理費(職員人件費、事務費)を補助対象経費としてしまっている。岐阜商工会議所と比較しても、過大な補助対象経費を認定していることとなる。適切に補助対象経費の確認をすべきである。	柳津町商工会にはアヒリングを実施したところ、主として管理事務を行っている職員においても会員への帳簿指導等の経営改善普及事業を行っていることから、補助員に該当し支払いは妥当であると判断した。	○	経済部	商工課	293

## (3) 補助金の額(柳津町商工会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業内容、実際に要した経費、収支及び財産の状況等を考慮して、一定の補助率を定め、補助対象経費を積算して、補助する必要がある額を交付するようにすべきである。取扱要領の算定額を用いるのであれば、柳津町商工会については、基準額を見直すべきである。	他都市の事例を参考にするとともに、妥当性について検討する。	△	経済部	商工課	294

## (4) 補助の見直し(柳津町商工会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜商工会議所と柳津町商工会の機能の違い等も考慮しながら、その援助割合に合理的な説明がつく程度の援助額となるようにすべきである。	他都市の事例を参考にするとともに、妥当性について検討する。	△	経済部	商工課	294

## 105 農林水産関係振興補助金

## (1) 補助対象経費(岐阜市農業青年会議)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費の該当性を適切に判断したことが分かる書面を作成しておくべきである。	補助事業経費の該当性がわかる資料を実績報告書に添付し、それを踏まえて審査し補助金額の確定をした。	○	経済部	農林課	296

## (2) 実績報告(岐阜市園芸振興会)

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 各部会の事業毎の経費を把握し、それを踏まえて実績報告を審査し、補助金の額を確定すべきである。	実績報告書に各部会の事業毎の経費に関する資料を添付し、それを踏まえて審査し補助金額の確定をした。	○	経済部	農林課	296

## (3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 いずれの補助金も事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即して具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額も具体的に設定すべきである。	団体育成の必要性及び事業補助への切り替えや、交付要綱における補助対象事業や経費について検討していく。	△	経済部	農林課	297

## 106 公衆浴場設備改善対策事業等補助金&lt;経営安定化&gt;

## (1) 平成23年度包括外部監査の措置状況

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 長期にわたり行ってきた補助のため、経営努力についての改善を促し、自立への道筋をたてることが望ましい。 厚生労働省「浴場の振興指針」にあるように、組合や県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用を促す他、地域の街づくりへの積極的な参加や環境負荷の少ない設備投資、災害時の被災者支援等の地域貢献策等、相談窓口としての役割も果たすことが望ましい。	経営改善を促すため、経営診断の積極的活用や収益力の向上に向けた取り組み事例等の情報提供など、岐阜県生活衛生営業指導センターと連携して、浴場の振興に関する相談窓口としての役割も果たしていく。	○	保健衛生部	生活衛生課	298

## 107 被災農業用施設復旧等支援事業補助金&lt;繰越分&gt;

## (1) 消費税課税事業者の確認

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 判断資料として、青色(白色)決算書(課税、免税)、消費税申告書や届出書(原則、簡易)等の提出を求めることが望ましい。	国・県等の要綱に照らし合わせながら、適正に資料の提出を求めていく。	○	経済部	農林課	299

## 108 市民活動支援補助金

## (1) 補助対象事業及び補助の必要性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 補助金として交付する以上、交付要綱で定めた補助対象事業に該当することの説明、交付目的に照らして補助の必要性のある事業であることの説明等補助金の交付手続としての適正さが明らかとなるような記載を書面に残しておくことが望ましい。	条例に基づき設置されている市民活動支援事業審査委員会において、書類審査及び企画コンペティションを経て決定しており、審査結果、評価、意見等を記録している。また、補助金交付したすべての事業について、事業実施時に立会いを行い、報告書にまとめている。事業報告会では、市民活動支援事業審査委員会から評価を受け、改善点などを以降の事業に活かしている。 さらに、交付申請書類にSDGsの目標記載欄を設け、どのような社会課題に対する事業なのかを明確にすることとし、補助事業決定においても、SDGsを考慮した審査を行うこととした。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	301

## 112 家庭用燃料電池普及促進補助金

## (1) 補助金検討チームの活用

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 3年目の検討チームによる検討の機会を更に充実させ、改善につなげることが望ましい。	検討チームにより改善を提示された場合には、内容を判断しながら適切に対応していく。 平成29年度の評価結果においては、地球温暖化対策として必要性が高いものとされた。 より効果のある対策について実施に向けたさらなる検討を行っている。	○	環境部	低炭素・資源循環課	304

## (2) アンケート、状況報告の活用

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 補助対象者へのアンケートを実施したり、状況報告を求めたりして、個別の補助事業の効果測定や今後の補助事業の形、新たな補助金制度検討への材料として活かすことが望ましい。	設備設置による効果や地球温暖化対策に関する意識、さらなる省エネ活動に必要と考える設備設置補助金制度などについて調査するため、アンケート内容を検討し、今年度実施する準備を進めている。	△	環境部	低炭素・資源循環課	305

## 113 ダンボールコンポスト普及促進補助金

## (1) 補助金検討チームの活用

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 3年目の検討チームによる検討の機会を更に充実させ、改善につなげることが望ましい。	検討チームにより改善を提示された場合には、内容を判断しながら適切に対応していく。 令和2年度の評価結果においては、より多くの人が取り組むような事業展開が必要とされており、現在、啓発用動画作成、配信など参加者の拡大に向けて取り組んでいる。	○	環境部	低炭素・資源循環課	306

## 115 ブロック塀等撤去補助金

## (1) 適法性確認作業

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 「市長が適当と認める者」の判断過程を事後的に検証できる資料を残しておくことが望ましい。	申請の際に、戸籍謄本等の所有者との関係が確認できる書類を添付してもらうようにした。	○	まちづくり推進部	建築指導課	309

## 116 建築物等耐震化促進事業費補助金

## (1) 効率性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 市負担の無料耐震診断を利用しながら、工事をしない所有者に対するアンケート(例えば、2、3年に1回)を実施することが望ましい。	2年に1回のペースで、フォローアップアンケートを実施し、所有者の現状を把握することとした。	○	まちづくり推進部	建築指導課	310
【意見】 「耐震改修または建替えの喚起」に結びつけるべく、補助率の改定や診断後のフォローアップ等を検討することが望ましい。	診断の結果、耐震強度が不足する結果となった建築物の所有者に対し、文書等による改修工事、建替えへのフォローアップを行うこととした。	○	まちづくり推進部	建築指導課	310

## 117 耐震シェルター等設置補助金

## (1) 効率性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 より効果的な補助金制度となるよう検討することが望ましい。	補助要件を見直すなど、より効果的な補助制度となるよう引き続き検討していく。	△	まちづくり 推進部	建築指導課	311

## 118 空き家改修費補助金

## (1) 公平性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 「空き家の流通及び活用を促進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る」という目的をより達成できるよう、自己取得及び自己定住に限定する要綱の見直しを検討することが望ましい。	要綱第1条に示す補助の目的を達成するため、補助対象者に関する要綱の見直しについて検討する。	△	まちづくり 推進部	空家対策課	312

## 119 はじめての就職定住支援金

## (1) 事後確認

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 事後取消し条項を、どの場面で適用するものとして設けているのか、予め検討しておくことが望ましい。	どの場面で適用するかを予め検討する。	△	まちづくり 推進部	まちづくり 推進政策課	313

## 120 中心市街地新築住宅取得助成金

## (1) 公平性

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付目的達成のための手段として機能する補助金の制度に改めることが望ましい。	現状、中心市街地において、分譲マンションの建設が進んでいることから、効果はあるものと考えている。今後、補助金の効果検証を行っていく。	△	まちづくり 推進部	まちづくり 推進政策課	314

## 121 中心市街地活性化空き店舗活用事業補助金

## (1) 経営相談の内実化

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 経営相談について、より有用なものとなるよう、更なる検証を行うことが望ましい。	より有用な経営相談になるよう検証していく。	△	経済部	商工課	315

## (2) 事後管理

指摘及び意見	措置状況(令和3年7月末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 期限内の提出を徹底させるとともに、期限を徒過した場合は、補助金交付決定の取消し等に対応すべきである。	事前連絡等により、期限内の提出を徹底しているところだが、期限を徒過した場合には、ケースごとに判断していく。	×	経済部	商工課	316